

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
649	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進んでいる河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。 【制度改正の必要性】 治水上の安全保障や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするのではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 0-3-⑫大規模河川管理施設機能確保事業	国土交通省	長崎県	D 現行規定により対応可能	事業費50億円未満の河川管理施設については、特定構造物改築事業の交付要件を満たす場合、当該事業において改築が可能。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。
737-1	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の柔軟性を確保し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附編第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業	国土交通省	香川県	C 対応不可	1)高潮対策事業 本事業は、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきており、現在の採択要件になっている。	本県の高潮対策事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本整備総合交付金における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。
737-2	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の柔軟性を確保し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例・必要性】 1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。 具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附編第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業	国土交通省	香川県	C 対応不可	2)特定構造物改築事業 特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。	本県の特定構造物改築事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本整備総合交付金における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
649	大規模河川管理施設 機能確保事業による 交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能 確保事業による交付対象 事業は50億円以上となっ ているため、採択要件を緩和 する。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適 切に行うことが重要となっており、今後、国及 び地方等が一体となって継続的に取り組んで いかなければならない。したがって、点検や修 繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対 応可能」となっているが、事実関係について提 案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不 可	維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に 見直しが行われている。 河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管 理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の 相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。
737-1	社会資本整備総合交 付金事業の交付要件 の緩和	社会資本整備総合交付金 (高潮対策事業、特定構造 物改築事業)については、 交付対象として一定の事 業規模が求められるなど、 必ずしも地方の実態を反 映したものでないこと から、総事業費等の重 性を緩和し、地方の自由 性を高める必要がある。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、 交付金化の中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全 体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手 続きの簡素化を行ってきたところです。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方 針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・ 縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進め るとの方針に則り行われてきたものです。 ○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮 減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを 除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、 その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等につい ては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の 引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、 国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところです。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ご とに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨 に照らし、適切でないと考えます。
737-2	社会資本整備総合交 付金事業の交付要件 の緩和	社会資本整備総合交付金 (高潮対策事業、特定構造 物改築事業)については、 交付対象として一定の事 業規模が求められるなど、 必ずしも地方の実態を反 映したものでないこと から、総事業費等の重 性を緩和し、地方の自由 性を高める必要がある。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適 切に行うことが重要となっており、今後、国及 び地方等が一体となって継続的に取り組んで いかなければならない。したがって、点検や修 繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不 可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、 交付金化の中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全 体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手 続きの簡素化を行ってきたところです。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方 針2003」（平成15年6月27日閣議決定）に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・ 縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進め るとの方針に則り行われてきたものです。 ○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮 減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを 除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、 その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等につい ては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の 引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、 国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところです。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ご とに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨 に照らし、適切でないと考えます。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
122	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改修事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改修の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	<p>【制度改正の経緯】 社会資本整備総合交付金の特定構造物改修事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改修の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 しかしながら、長寿命化対策の重要性、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の人家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。</p> <p>【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設があるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できなかったため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。</p> <p>【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編「特定構造物改修事業」	国土交通省	石川県	C 対応不可	<p>特定構造物改修事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改修を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。</p> <p>特定構造物改修事業については、これまでも、長寿命化計画策定・変更に対する事業費要件を撤廃するなど、制度拡充を図っていただいたが、総事業費が4億円未満の施設の長寿命化対策実施については制度拡充の対象になっておらず、今後は更に、これらの施設の老朽化が進行し、洪水時には動作不良による浸水被害の発生が懸念されている。 今回の提案は、予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、事業費の多寡にかかわらず、各地方公共団体の数量で、周辺の人・家・資産等への影響も勘案し、優先順位をつけて、必要とする河川管理施設の長寿命化対策を実施できるよう、特定構造物改修事業の交付対象の事業費要件の撤廃を提案するものである。</p>	
650	特定構造物改修事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	特定構造物改修事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改修の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	<p>【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改修事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改修に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の数量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3-①河川事業0-3-①(3)特定構造物改修事業	国土交通省	長崎県	C 対応不可	<p>特定構造物改修事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改修を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。</p> <p>回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。</p>	
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	<p>【支障事例】 現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する95ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行うには、社会資本整備総合交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の数量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3-①(15)堰堤改良事業	国土交通省	長崎県	C 対応不可	<p>堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。</p> <p>回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
122	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
650	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。</p> <p>河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。</p>
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))に該当する事業であって、」を削除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえ、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業」に該当する」との制約が付けられている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%しか適用できない。)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえ、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「…4億円以上…」との制約が付けられている。この「交付対象事業の要件」を「…1.5億円以上」と「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	C	対応不可	広域河川改修事業は、一定規模以上の事業において限定し、重点的に整備を進めることにより、効率的かつ効果的な整備を図ることを目的としている。 平成26年度に新規制度として創設した施設機能向上事業は、広域河川改修事業のうち既存の河川管理施設の機能向上を図るために行うものを切り出し、重点的に整備を進めることを目的として創設している。	「施設機能向上事業」を新設したことについては、評価している。しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で局地的に発生している状況に鑑みると、小規模な河川管理施設の機能向上についても地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。再度、拡充に向け御一考いただきたい。
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1 砂防設備等緊急改築事業」のイ(1)「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防設備等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象とする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改築の採択要件に合致しない施設を単独費で対応するのは難しい。緊急改築の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることが出来る。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	C	対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で発生している状況に鑑みると、ダムの適切な維持管理の重要性は規模の大小に関わらず一層増しており、地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。再度、拡充について御検討いただきたい。
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1 砂防設備等緊急改築事業」のイ(1)「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業(以下、「緊急改築」)の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防設備等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象とする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改築の採択要件に合致しない施設を単独費で対応するのは難しい。緊急改築の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることが出来る。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(1)中)	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	C	対応不可	砂防設備等緊急改築事業は、地域における安全の向上を図ることを目的に、都道府県が管理している既設の砂防設備及び地すべり防止施設について、改築を行う事で既存の砂防設備等を有効活用するものである。 また、平成26年度予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。しかしながら、土石流区間以外(掃流区間)における砂防設備には昭和30年代以前に設置され、品質や耐久性の劣っているものが多く、破壊されれば被害が広範囲に及ぶ恐れがあることから、地域における安全の向上を図るため、改築の必要性がある。再度、拡充について御検討いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするのではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>施設の長寿命化を図る観点から、まずは現在の施設の状況について評価を行い、長寿命化計画を策定することが重要であると考えます。</p> <p>砂防設備等の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を充実させてまいります。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
106-1	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	<p>現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。</p>	<p>占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第7条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可が可能な施設等に駐輪場を積み取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。</p> <p>駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。</p> <p>金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。</p> <p>このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。</p>	都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第24 条関係)	国土交通省	金沢市	D 現行規定 により対応 可能	<p>【都市公園法関係】</p> <p>都市公園法第7条では、地下に設けられる公共駐車場を占用物件として規定しており、都市公園の地下を占用し、平等の条件で一般に公開される自転車駐車場についても、政令で定める技術的条件を満たすことを条件に、占用物件として設置可能である。</p> <p>なお、都市公園においては、その空間の自由な利用が都市公園の効用の一部となっており、占用物件としての公共駐車場については公園利用の妨げとなる虞があることから、地下への設置に限定しているところである。</p>	<p>・本市では、「金沢まちなか自転車利用環境向上計画」を策定し、自転車の安全・快適な利用の促進を図っており、自転車の放置についても禁止区域を設定し、放置防止に取り組みしているところである。</p> <p>・自転車は、気軽に利用できる交通手段であることから、自転車駐車場が目的地から少しでも離れていると利用せず、目的の近くに駐車してしまうことから発生していると考えられる。</p> <p>・このような状況から、地上の利便性の高い場所に小規模な自転車駐車場を新たに設けることが放置自転車を減らすための有効な手段の一つであると考え検討しているが、駐車場として利用できる土地がなく苦慮しているところである。</p> <p>・一方で、まちなか本市が設置している公園は、小規模な公園を多数設けているが、その規模から地下に公共自転車駐車場を設置することはコストや管理の点から困難である。</p> <p>・都市公園においては、公衆電話所や太陽電池発電施設等が公衆のその利用に重しい支障を及ぼさない等の要件を満たす場合に占用が認められており、自転車駐車場についても同様の要件を満たす場合に、限定的な占用を可能とする余地はあると考えている。</p>
106-2	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	<p>現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。</p>	<p>占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第8条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可が可能な施設等に駐輪場を積み取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。</p> <p>駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。</p> <p>金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。</p> <p>このことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。</p>	都市公園法第7条 河川敷地占用許可 準則(河川法第25 条関係)	国土交通省	金沢市	D 現行規定 により対応 可能	<p>【河川敷地占用許可準則関係】</p> <p>河川敷地占用許可準則では、占用の許可の目的とすることができる一般的な施設を列挙しているところであり、これら列挙された施設に限定されるものではない。</p> <p>駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、例えば、「その他河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として位置づけるなど、現行基準の中で整理することが可能である。</p>	<p>現行規定で整理可能である旨を承した。 各自自治体にも周知していただきたい。</p>
107	樋門の最小断面の緩和	<p>樋門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるような最小断面の条件を緩和したい。</p>	<p>河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長通達(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の開度を保持し開閉する「バラスコアエイト式フラップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。</p> <p>今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋門の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。</p> <p>求める制度改正の内容は、例えば、通達を改正して、内径1.0mという基準にとらわれことなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋門のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能としたい。</p>	河川管理施設等構造令第47条第2項 課長通達18号第47 条関係(2)	国土交通省	金沢市	C 対応不可	<p>従来、小口径パイプにおける樋門に土砂や流木等の雑物が詰まった場合に、その排除の手段に窮している事例があることから、当該規定が定められている。昨年、幅0.8m、高さ0.9mの矩形断面の樋門において閉塞が発生しその撤去が困難であった事例があり、その他にも、内径1mの樋管において土石の堆積の排出が困難であった事例がある。このため、当該規定の緩和を行うことは不相当である。</p> <p>なお、当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。</p> <p>同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等構造令第73条第4項を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。</p>	<p>・今後、樋門の設置にあたっては、回答の手続きを踏まえ、検討していきたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
106-1	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	都市公園において占用許可の対象となる工物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	D 現行規定により対応可能	都市公園は、公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。都市公園の利用者を対象としない公共自転車駐輪場については、公園としての効用を阻害することであっても、これを増進することにはならないので、地上での占用については認めていない。 なお、自転車利用者が当該都市公園の利用者となる場合には、公園施設(便益施設)として、地上に駐輪場を設置することが可能である。
106-2	駐輪場の設置 占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	都市公園において占用許可の対象となる工物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	○河川敷地占用許可準則で定める占用施設の位置づけについては、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)において明らかにされており、現行規定で整理することが可能であることについては、既に各自治体へ周知しているところであるが、今後も事務連絡等で周知していきたい。 「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)記7(1)「占用施設を…各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的とならうことを明らかにしている。」
107	樋門の最小断面の緩和	樋門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるような最小断面の条件を緩和したい。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。 ○同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。 ○手続きを進めるに先立ち都道府県、地方整備局の河川担当部署に相談していただくとして、現行規定により円滑に進めていただきますようよろしくお願いいたします。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
294	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。 【支障事例等】 規模拡大のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。	建築基準法第20条第1項第2号、第25条	国土交通省	三重県	C	対応不可	建築基準法第20条の規定では、建築物が地震等に対して安全な構造とし、国民の生命・財産を確保するために、必要な構造方法や構造計算の方法を定めており、畜舎等に関しては、その構造・用途の特性に見合った特別の基準としているところである。 法第25条の規定では、畜舎等も含め、木造の大規模建築物は火災が発生した場合に大規模の火災となる危険性が高いことから、周囲の建築物と近接しており外部からの延焼のおそれがある部分については、防火構造とするなど必要な規制を定めているところである。 このように畜舎等に関しては、その構造や用途の特性に配慮しつつ、地震時、火災時の安全性及び国民の生命・財産を確保するために必要な基準を定めているところであり、コスト増加を理由に緩和するのは困難であると考ええる。	○畜舎を取り巻く情勢は、飼料価格や燃料価格、農産用資材価格の高騰により、生産コストが上昇し、収益性が低下するなど、大変厳しい状況にある。畜舎等の設計・建築や畜産施設の維持管理等についても一層のコスト削減を図ることが必要となっていることから、他の建築物と近接して設置されることは少なく、人間の滞在強度(滞在する密度、頻度)が小さいことなどを勘案して、畜舎についてはさらなる基準緩和を進めていただきたい。
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、緻密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。 また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻発し起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。 以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考ええる。	建築基準法第80条	国土交通省	さいたま市	C	対応不可	建築審査会は、私的財産権に直接関わる事項について拘束力を有する判断を行う準司法的な機関であり、建築行政の根幹に関わる判断を行う極めて重要な権限を有する。 建築審査会の事務が公正・公平な判断のもと適切に実施されるためには、全国的に同水準の審査体制・審査基準が整備されていることが必要であるため、建築審査会委員の任期についても、一定の統一的な期間ごとに委員の適格性を判断の上任命することが必要である。 このため、建築基準法第80条第2項において、委員の再任については特に回数の制限無く認めているところであり、ご提案の目的である地域の実情に応じて柔軟に対応することは可能であることから、ご提案の任期の設定方法の規定の緩和については、対応不可であると考ええる。	全国的に同水準の審査体制、審査基準が整備されていることが必要であるとしているが、委員の定数ほか建築審査会の組織、理事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に必要事項については、すでに条例委任されており、任期のみ全国一律の基準とする必要はないと考える。また、委員の的確性を判断する必要があることは理解するが、判断の時期を全国一律に2年とする理由についても明確ではないと考える。例えば、委員の任期について2年とすることを参酌基準とした上で、権限移譲することはできないか再度検討していただきたい。
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋せく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋せくの基準値の引き下げ)	【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋せくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋せく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが単独費で実施せざるを得ない。 【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。 ※方針第3・2・(7)の「河道が著しく埋せくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋せくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14・(二) 公共土木施設災害復旧事業査定方針第3・2・(7)	国土交通省	長崎県	C	対応不可	河川の埋塞に関しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項第6号において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」を除き、災害復旧事業の適用対象外となっており、同法事務取扱要綱第14(2)において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、河道が著しく埋せくしたため、破壊した場合、堤防、護岸等が決壊した場合、洪水の浸透を防止し、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は時期出水でこれらのおそれがある場合の当該埋せくに係る災害復旧事業としている。 この基準は、通常の河川維持工事として対応すべきまで災害復旧事業の対象となることは不適切であることから、設けられている基準である。 このため、当該条件に満たないものは通常の河川維持工事として対応すべきところ、提案にあるように、単に当該条件に満たない箇所が多いという理由のみをもって、採択条件の緩和をすることはできない。 なお、採択基準に満たない場合でも、全額償還対象となる一般単独災害復旧事業が適用されることである。	回答については了解するが、頻発する災害の復旧を適切に行うことがこれまで以上に重要となっていることから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
294	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。				C 対応不可	<p>○ 建築基準法(以下「法」という。)第20条については、建築物に常時負荷されるものではない積雪荷重等については、畜舎等には人が滞在する時間が少ないことを踏まえ、構造計算において考慮すべき荷重を緩和しているところである。</p> <p>○ 法第25条については、建築物から一定以上離れている場合には、外壁等からの延焼のおそれがないことから、外壁等を防火構造とする必要がないこととしているところである。また、屋根を一定の構造とすることについても、法第84条の2に基づき、開放的な構造の畜舎については、一定の基準に該当する場合、適用を除外しているところである。</p> <p>○ このほか、畜舎に適用される主な規制として、法第26条に基づく防火壁の設置等があるが、これらについても、滞在する人が少ない畜舎については、建築物から一定以上離れていること等を条件に、適用を除外しているところ。</p> <p>○ このように、畜舎については、ご指摘の、他の建築物との近接状況や人の滞在頻度等を考慮して適切な緩和措置を講じているところであり、人が滞在する際における構造安全性、避難安全性の確保等の観点から、これ以上の緩和は困難である。</p>
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】委員の再任について回数の制限なく認められていることもあるため、規定の緩和については実態を踏まえ検討されたい。		C 対応不可	<p>○ 建築審査会は、行政不服審査法の特例として、特定行政庁、建築主事等の処分等に係る不服申立ての審査庁となる準司法的な機関であり、行政不服審査法に基づく行政不服審査会と同様に、全国統一的な体制において適切な審査が行われる必要があるとともに、一定の建築物について建築基準法の適用を除外する際の同意事務なども行っており、適切な審査が行われない場合には、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがある。</p> <p>○ 委員の任期は、全国統一的な体制において適切な審査が行われるために最も重要な委員の適格性について、積極要件・欠格要件への該当性を全国一律の期間ごとに確実に確認するために設けられているものであり、議事等は条例に委任しつつ、委員の任期等を法定し、全国一律の基準としていることについては、合理性があると考えている。</p> <p>○ なお、前回回答にお示したとおり、委員の再任は可能であるところ、具体的な支障があればご教示願いたい。</p>
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常運送く)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常運送くの基準値の引き下げ)		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>○ 地方公共団体の意見も聞きながら、今後も適切な災害復旧事業の推進に努めてまいります。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
58	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合などと同様の手続を経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 ノンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるものが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考えられる。 さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。 これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。 また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。	【制度改正の経緯】 平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合などと同様の手続を経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】 ノンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるものが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考えられる。 さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。 これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適当な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。 なお、本県では当該補助金のみに係る協議会を審議会とすると事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止すべきと考える。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第7条	国土交通省	千葉県	C	対応不可 バリアフリー化設備等整備事業については、その効果的・効率的な実施を図る観点から、個々の事業者の経営判断に基づく取組のみならず、地域の特性・実情に応じたバリアフリー化の取組と一体となって行われる車両のバリアフリー化に対して支援することとしている。 このため、地域の協議会において作成された計画に基づく事業に対して補助を行うこととしており、効果的・効率的な事業の実施に不可欠であることから、廃止は困難である。	補助制度の理念は理解するが、少なくともノンステップバスに関しては、導入費用の1割未満となっている補助制度においては、事業者の経営判断が大きく影響することは事実である。 また、国庫補助金でありながら、計画策定にあたっての協議会開催、パブコメの実施等、上記実情を踏まえると有意性に疑義があるにもかかわらず、当初計画、変更、追加募集の都度地方公共団体に過剰で非効率な事務負担を強いられることも確かであり、見直しをお願いしたい。
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること	【支障】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本市の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等の管理が同市に移管されたことを契機として、事務の合理化を目的に25年度から移譲したものであり、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなり、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】 経由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2~3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 【その他】 軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件経由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果) 軌道法施行令第6条第1項 軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項	総務省、国土交通省	熊本県	C	対応不可 構造改革特別区域法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理することとなった場合、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県知事の経由は省略することができます。	意見なし
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等」を設置し、観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。 プラットフォームの設置要件を緩和する代替として、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	現在、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律第8条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たすための地域の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が図られていない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。 観光圏の認定を受け、整備を進めたくても、左記根拠法令等の欄に記載の基本方針をクリアすることが難しいため認定を諦めるケースもあり、実際、平成24年の基本方針改正後、本県内では、制度に認定された事例が皆無。 地域のやる気をそく高い要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。 観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域におけるワンストップ窓口の構築及び事業のマネジメントを行うことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。 プラットフォームの設置要件を緩和する代替として、プラットフォームの基準を満たさなくても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針(二-1)-(5)	国土交通省(観光庁)	神奈川県	C	対応不可 観光圏整備法に基づき観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を進捗させることができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。	観光圏の活動を中長期的に機能させていくための多様な企画・調整等は、民間人材でなければ行えないということはなく、むしろ、地方自治体の観光セッションや地域の商工団体、観光協会等の人材で行う方が地域に即した実施が可能であり、要件を緩和すべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
58	ノンステップバス導入に依るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付実績により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受けられる場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	補助制度の趣旨は、あくまで地域の協議会において作成された計画に基づく事業を前提として国庫補助を行うこととしているため廃止は困難であるが、例えば、軽微と認められる計画内容の変更について手続きの簡略化が可能かどうか別途検討することとする。
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に依る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。				C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。 また、地域の商工団体、観光協会等が法人格の取得、区分経理、民間人材を含めた観光地域づくりマネージャーの確保等の要件を満たしていれば、これらの団体を観光地域づくりプラットフォームとすることが可能であり、地域の商工団体、観光協会等の人材を活用した地域の実態に即した運用が行われることは望ましいものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 徳島県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル42件 旅館46件 H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5〜10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条	国土交通省(観光庁)	神奈川県	C	対応不可	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 かかる状況において、現行制度を前提とする登録事務のあり方について検討することは有意義ではなく、現時点で左記提案事項を認めることはできない。 【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 また、本県においてもH24まで検査の依頼を国から受けて実施した実績があり、このことから県においてきめ細かな取組が十分に行われているとは言い難い。これらを踏まえると、住民に身近な行政である都道府県に移譲すると、より住民にわかりやすい制度となり、また、きめ細やかな指導監督が可能となる等、登録制度の実効性担保の観点からも意義が大きいと考ええる。 よって、基本的見解の過程において議論の上、都道府県への権限移譲を、見直し後の制度に反映すべきである。
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関し報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)こととなっているが、登録とその後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神戸運輸監理部を含む)しかなく、各種登録や相談を行う者にとっては不便であることから、登録を受けようとするホテル・旅館の利便性を考えると、都道府県への移譲が適切である。 (参考) 徳島県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数)の年次推移(当該でわかる範囲の約5年ごとの推移) H17:ホテル49件 旅館53件、H22:ホテル41件 旅館47件、H26現在:ホテル42件 旅館46件 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の実績は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5〜10件程度(H25は国から依頼なし) 【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定など、国の観光地域作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲するとともに、事業実施上の都道府県の裁量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第18条	国土交通省(観光庁)	神奈川県	D	現行規定により対応可能	【観光地域づくり相談窓口の移譲】 観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の専管事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体が観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。 現在、地方運輸局が行っている相談窓口業務は全て都道府県において実施可能であり、取組の二重行儀とならないよう、利用者の利便性の観点から都道府県に一元化すべきである。ひいては、国の行政改革にも資すると考える。
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産的基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における安定した地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、物から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行者には営業的に魅力と映らず、旅行商品の造成が可能な旅行者の参入が少ない。このような現状から、自治体自ら地域の観光資源を活用した「着地型旅行商品」を造成し、実施せざるを得ない場合がある。 市町村が主体となった着地型の募集型企画旅行(農村体験エコツア等)では、旅行業登録がないことから、旅行者への業務委託や実施形態の是正を指示せざるを得ないケースが例年散見されており、委託のための新たな予算確保などが旅行商品造成を阻害する要因となっている。 一方で、近年は地域での着地型旅行商品造成に向け新たな取り組みや提案(第3種旅行業よりも営業保証金額を引き下げた「地域限定旅行業」の創設(平成25年)や「観光産業政策検討会提言」(平成25年4月)等がされており、着地型旅行商品造成への要請は当時と比し増大していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されると考える。	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条	国土交通省(観光庁)	長野県	C	対応不可	本提案は、過疎地域市町村が地域振興や少子化対策のためのイベントなど(例:農村体験ツアー、婚活ツアー)を企画する際に必要となる交通や宿泊などを独自に手配可能となることで、地域の諸課題解決の取組を支援することを目的としており、市町村が実施主体のため、トラブルが発生した場合などは責任ある対応が可能であり、消費者保護の観点からは問題ないと考ええる。 なお、市町村による募集型企画旅行の適切な企画・催行を担保するため、研修会では旅行業取扱管理者試験科目の内容に準じた「法・規則など」の旅行業約款・違法約款・宿泊約款③国内旅行業務について解説し、知識・能力の確認のための修了試験を実施することを予定しており、この点からも消費者保護を担保できるものとする。 また、他法令(宅地建物取引業法)では取引の公正が確保されることをもって、地方公共団体を適用除外とする例もあり、旅行業法においても取引の公正が確保されると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	いただいたご意見のとおり、今後、本制度の抜本的見直しに関する検討を行う過程において、ご提案のあった登録制度等の都道府県への権限委譲についても議論を行ってまいります。
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)会からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体においても観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。 なお、国の観光地域づくり相談窓口は、全国各地の事例や各省庁の施策などについて全国的見地から情報提供を行っているものであり、国と県の二重行政となるとご指摘は当たらないものと考えます。 また、観光地域づくり相談窓口では、相談内容に対して全国各地の事例や国土交通省に留まらず広く各省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介等の情報提供を行っているが、このような情報はこれまでも都道府県との共有に努めてきたところであり、今後も引き続き、都道府県との情報共有を強化するとともに、都道府県が実施する施策との連携を図ってまいります。
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業務取扱管理者の選任と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご指摘の「観光産業政策検討会提言」に加え、本年5月にとりまとめた「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」においても、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大が提言の一つとしてなされており、その重要性については認識している。現在、本提言を受け、市町村による商品造成・販売を含め、今後の旅行業法制度のあり方について検討を行っているところである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
770	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工により生じた港湾施設は港湾管理者に貸し付け、管理を委託することとされている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設と一体的に行った方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限自体を港湾管理者へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、事務手続きが省略できるとともに、県が実施している防災、港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。 【支障事例】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、予め国(整備局)の承認を得ることが規定されている。港湾利用者の要望により小型防舷材(基礎)を設置した際には、事前協議から1ヶ月以上の期間を要しており、さらに着工は承認後となったことから、早期の着役を希望する利用者の対応が困難となった。管理委託制度を廃止し、県への管理権限の委譲により、協議等に要する期間が短縮され、タイムリーに利用者ニーズに対応できる。	港湾法第52条、第54条	国土交通省	兵庫県、大阪府	D 現行規定により対応可能	国が直轄工により整備した港湾施設は、国の行政財産であり、原則としては国有財産法に基づき国土交通大臣が管理すべきものである。 しかし、港湾法では、港湾の管理は港湾管理者に一元化されていることから、国が直轄工により整備した港湾施設についても、管理権限に制約はあるものの、港湾管理者が他の港湾施設と一体的・効率的に管理できるよう、国有財産法の特例として、管理委託が可能とされているものであり、制度そのものを廃止することは適当ではない。 また、国有財産法により、原則的に行政財産の処分等はできないこととされているが、国有港湾施設については、港湾法第53条に基づく譲渡を受けることができるため、現行制度で行政財産の管理権限の移譲をすることは可能である。	・管理受託者たる港湾管理者は、受託に係る国有港湾施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって常に管理しているため、原状変更等を行う場合の国の承認の義務付けは不要である。 ・このような国による過度の義務付けを廃止するために、港湾施設の管理権限そのものを都道府県に移譲すること。 ・なお、港湾法に規定されている譲渡は有償譲渡であるが、本県は有償譲渡を受けることは想定していない。
880	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前駅からの延伸整備について、「利便性とコスト節約の両立」の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、アストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、今後、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通㈱)広島市出資比率51%)が実施するインフラ施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方負担額についても、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条	国土交通省、総務省	広島市	D 現行規定により対応可能	地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起すことができることとしている。 広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行うインフラ施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独・一般事業の対象となる。	意見なし
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業と同様、連携計画事業(コミュニティレール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業(コミュニティレール化)として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けており、本市も負担金を拠出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに加え、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業(コミュニティレール化)についても、補助制度をより有効活用するために、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	国土交通省、総務省	広島市	C 対応不可	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(以下、「法」といふ。)においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では充分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要と考えられる取組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定制度を設け、認定を受けた計画に係る事業に対する法律上の特例措置を講ずることにより、当該事業の促進を図ることとしている。 法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化実施計画及び道路運送高度化実施計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。 以上から、ご提案の連携計画事業(コミュニティレール化)については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例を措置することはできない。	意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
770	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	<p>○ 国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した施設であることから、用途変更や原状変更等がなされる際には、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国が責任をもって確認する必要があることから、これらに関する国土交通大臣の承認は不可欠である。</p> <p>○ なお、ご提案にある小型防蔽材の設置など、軽微な変更については、事務手続きの負担を考慮して、部局長の承認を要しないこととしている。</p>
880	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に際して地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行う。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティバス等)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付けされていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
210	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特別市のみで設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするともに、開発審査会を設置できることとする。	【制度的な支障事例】 基準・運用の差異 都道府県開発審査会の基準・運用が地域の実情に即していないため、開発審査会を設置している市の基準・運用と差異があり、許可できる案件に差がでている。 都道府県開発審査会との調整事務 事前協議から承認までに相当な期間を要するため、円滑かつ迅速な土地利用の妨げとなっている。 【制度改正による効果】 企業・人口流出の抑制 地域の実情に即した開発審査会の基準・運用により、企業や人口の流出に歯止めを掛けることが期待できる。 事務処理期間の短縮 市町村と都道府県との調整が不要となり事務処理期間が短縮され、円滑な土地利用を図ることができる。	都市計画法第29条第1項、第34条第1項第14号、第78条第1項、第3項	国土交通省	豊田市	D 現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地地主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第180回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討したい。	都市計画法上、開発許可権限を有する市には開発審査会が設置されているが、事務処理特例制度により開発許可権限を有する市は開発審査会を設置できないというのは、どちらも実質的には同様の権限を有していることを鑑みると均衡を欠いていると思われる。設置を希望する市には権限を法定移譲し、開発審査会の設置を可能とする道筋は検討できないが、 本提案は、市街化調整区域における住宅整備を限定しない開発許可についてのものであり、市街化区域および住宅整備に特化した立地適正化計画制度の活用は困難である。
221	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	【制度改正を求める理由】 今回の法改正を希望する具体的な理由として、本市のまちづくりを具現化する観点から、開発行為許可基準を県内一律ではなく、市独自で定める権限が必要と考えているからである。 【制度改正の必要性】 現在、開発行為許可基準のうち技術的なものは、都市計画法施行令第25条に規定する技術的細目の範囲内で、大分県においては「運用基準」により詳細を規定している。開発行為の許可にあたっては、当該運用基準に基づき様々な権限が担保されているが、事務処理特例条例により開発行為許可権限が市に移譲された場合であっても、開発行為許可基準(特に技術的基準)について、当該運用基準とは異なることによる市独自の基準を指定できることまでは担保されていない。これでは単なる県下統一基準に基づく審査機関となる蓋然性が高く、独自のまちづくりを行う上で足かせとなる。 以上のことから、事務処理特例条例による許可権限の移譲ではなく、法に基づく権限の付与を求めるもの。	都市計画法第29条第1項	国土交通省	中津市	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとした市町村については当然、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。	御指摘の事務処理特例条例により、当方の目的が達成されることは十分承知しているところであるが、例えば、基地理法において同条例により基地経営等の許可権限が既に市に移譲されていたにもかかわらず、一括法により改めて市に当該権限が直接移譲された事例もあるところである。 本市としては、開発行為の許可権限を特別市の長まで授けられている実態を踏まえ、また、本年6月の地方分権改革有識者会議による「個性を活かし自立した地方をつくる」。「新たなステージへ地方分権改革の更なる展開」という提言に際し、都市のランドデザインに影響する開発行為の許可権限は、手分け方式によりやる気のある基礎自治体に対して法律が直接移譲すべきものとする。
429	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市(以下「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない、としている現行の規定を、都道府県知事(指定都市、中核市又は特別市その他国土交通大臣が認めた市(以下、「指定都市等」という。))の区域内にあっては、当該指定都市等の許可を受けなければならない、と改正する。(上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。)	【制度的な支障事例】 都市計画法第34条第14号の規定により開発審査会へ諮問する場合、都道府県知事の権限に属する事務処理を移譲された市では開発審査会を設置できないため、県の開発審査会を利用することとなる。 しかし、開発審査会の開催にあたっては県との事前協議、県及び他市の案件との調整等が必要であるなど、開催まで1〜4か月の期間を要している状況であり、実際、開発審査会への諮問を敬遠し、規模を縮小して都市計画法第34条第12号による許可を受けられるケースが度々あるなど、迅速性が要求される民間の経済活動を円滑に進めていく上で妨げとなっている。 【制度改正の効果】 希望市において開発審査会を設置することが可能となれば、市単独での日程調整が可能となり、諮問に要する期間を2カ月程度に短縮できることから、開発審査会の開催回数が増やすことや開催時期についても柔軟な対応が可能となり、民間の経済活動の活性化にもつながるものである。 また、諮問案件は地域特有の課題に起因したものなど、ますます複雑なものとなっており、現状の開発審査会においても地域の特性、社会経済の発展状況の変化等の事情を総合的に勘案し、個別具体的に検討されているが、市の実情に精通した審査会委員を選定することにより更なる地域の実情に応じた運用が可能となる。 【過去の検討経緯】 過去において類似の提案がなされてはいるが、本市は県内で最も多くの申請件数を処理している実績を踏まえ、地方分権社会の新たな担い手となる自主性・自立性の高いまちづくりを目指すため、都市計画法上での開発許可権限の移譲と開発審査会の設置主体の拡大を組み合わせたい提案をするものである。	都市計画法第29条第1項、第78条第1項	国土交通省	東広島市	D 現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地地主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第180回国会成立「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が立地適正化計画を作成し都市計画に居住調整地域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができることとしたところであり、当該制度の活用を検討したい。	本市が求める措置の具体的な内容は、都市計画法第29条第1項に基づく許可権限の付与に関して法改正を求める要望であり、現行法において移譲は困難である旨の回答では本市からの提案に対する直接的な回答とされていない。 過去の議論では、「開発審査会については、開発許可処分を行う地方公共団体の付属機関として、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう議決等を行うこととされていることから、開発許可権限を有する地方公共団体に設置するのが適切である。したがって、開発許可権限を有しない市に、一律に開発審査会の設置権限を移譲することの回答が示されているが、開発審査会を設置する理由は、法第34条第14号は裁量的な要素が多く、開発許可処分が公正かつ慎重なものとなるよう学識経験者から構成される第三者機関の判断を基礎として開発許可権限が許可権限を行使するものであり、審査会として適切な運営が行われるのであれば、市が設置することと支障はないと考える。 なお、「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」における立地適正化計画制度は、既存の市街化区域において建築制限を設定するものであり、人口が増加している本市において適用できるものではなく、市街化調整区域における本市の問題解決を図れるものではない。 また、現に開発審査会を設置されている指定都市等と比較して、県の開発審査会に諮問する場合には、開催までに相当の時間を要している実態があり、現行法における対応は解決が困難であることから、再度の検討をお願いしたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
210	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	現在、都道府県及び指定都市、中核市及び特例市にのみ設置が認められている開発審査会について、希望する市町村については、開発許可権限の移譲を可能とするともに、開発審査会を設置できることとする。	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようになるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案に賛同する。 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないというの、どちらも実質的には同様の権限を有することであることに鑑みても、均衡を欠いているのではないかと。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込むようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付譲する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務（日程調整、案件説明等）を特段の支障（開催経費、都道府県又は市町村の案件付譲との調整等）がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付譲するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等を明らかにする技術的助言を突出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。
221	開発行為の許可権限の希望する市町村への移譲	都市計画法第29条第1項の規定に基づく都市計画区域又は準都市計画区域内における開発行為の許可権限を希望する市町村に移譲する。	都道府県との協議が整った場合には、法律により希望する市町村に移譲できるようにするべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというの、どちらも実質的には同様の権限を有することであることに鑑みても、均衡を欠いているのではないかと。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込むようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の協議、同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的助言の強化又は緩和を行うための条例を定めることが可能である。 よって、「開発許可基準を独自に条例で定めたい」という本提案については、開発許可基準を希望する市町村へ移譲するための制度改正をすることなく実現することが可能であることから、まずは現行制度を活用することを検討されたい。
429	開発行為の許可権限の希望する市への移譲	都市計画法第29条第1項の規定において、あらかじめ国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市（以下「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市等の長の許可を受けなければならない。）、として現行の規定を、都道府県知事（指定都市、中核市又は特例市その他国土交通大臣が指定した市（以下、「指定都市等」という。）の区域内にあっては、当該指定都市の長の許可を受けなければならない。）、と改正する。（上記に伴い、同法第78条第1項に規定する開発審査会の設置も可能となる。）	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようになるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲されたものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分公正性等を審議するために当該処分を行う団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないというの、どちらも実質的には同様の権限を有することであることに鑑みても、均衡を欠いているのではないかと。 現行の都市計画法でも、法第33条第6項において、事務処理特例制度により権限移譲を受けた市町村を指定都市等に準じて取り扱っていることから、事務処理特例制度を活用して開発許可権限を有する市にも、開発審査会の設置を認めるべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 改正都市再生特別措置法に基づく対応については、市街化区域の設定が狭く、市街化区域内における居住地域を絞り込むようなエリアが存在しない団体では、活用が困難である。同法が活用可能な市町村以外についても、独自のまちづくりも推進することができるよう、提案を実現すべきではないか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付譲する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務（日程調整、案件説明等）を特段の支障（開催経費、都道府県又は市町村の案件付譲との調整等）がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付譲するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等を明らかにする技術的助言を突出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。 都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。 本市は、町域が小さい(19.02km ²)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に隣し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地地区管理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。 ※(全国には本市より人口規模の小さな市が24ある。) これらのことから、本市の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。 【具体的な支障事例】 現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全体的に統一した運用が求められていることから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。	都市計画法第19条第3項	国土交通省	酒々井町	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については本省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。	地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのためには、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主主義の地域再生を実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。 しかしながら、「まちづくり」分野において、当初は、県のマスタープラン(整備・開発・保安の方針)において、住居都市計画と隣接する住居市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。 平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合は都道府県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないが、第1次一括法の義務付け・特付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要とされ、「市」と「町村」が都道府県の関与に差が生じている。 【制度改正の必要性】 首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分な町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要とする考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一体化すべきである。	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	国土交通省	全国町村会	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については本省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号、第1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。	首都圏等に位置し、都市計画に関わる行政経験も十分な町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要とする考え方は合理性がない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用など、隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」に一体化すべきである。 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案とおり地回りを検討をお願いしたい。
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本方針に定められている趣旨を加える」「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第9条の21に定める「都市計画区域の整備、開発及び保安の方針」に即することとなり、策定にあつては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項は、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等市民の意見を反映させるものとする」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に即しての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果と異なる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へと誘導していくと、各地区に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住まなくなった地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都市公園法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することはできないのが現状である。 については、都市公園法第16条の改正を提案する。 【具体的な支障事例】 ①旧炭鉱地区における都市公園の取扱 旧炭鉱地区については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住住宅の移転集約により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることによる市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もことから、廃止して更地にする対応が必要である。 ②長期未着手となっている都市公園の取扱 都市計画決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができず、売却などできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧炭鉱地区においては、人が住まなくなった際に公園だけが残るといった状況であり、景観や環境が悪化するといった議論をするレベルではない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が4.0、25m ² /人 ¹ と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、遊憩場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	都市公園法第16条	国土交通省	芦別市	D	現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権限を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその原状が消滅した場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。 都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法制上可能である。	都市公園法第16条及び都市公園法運用指針は、過去の判例などから厳格に判断せざるを得ず、社会経済情勢の変化に対応した弾力的な運用を妨げていると言わざるを得ない。 都市公園法運用指針は技術的助言ではあるものの、その中で例示が「少なくとも土地収用法第4条に規定する程度の特別の必要」に限られているところであり、土地収用法に係る過去の判例においては、「特別の必要」があるとして、当該土地等について、それが現に供されている事業にそのまま供され続けることによつて得られる公共の利益とその事業は別の新しい事業の用に供されることによつて得られる公共の利益とを比較衡量し、後者が前者を上回ることをいう」とされていることから、これらの観点を踏まえ、本市の様々な事業の用に供する予定がない都市公園の廃止は極めて難しいと考えられる。 このため、本市が提案させていただいた、都市公園法第16条第1項に第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針に定められている場合」を加える。または、同法同条同項第1号の規定における「公益上特別の必要がある場合」から「特別の」を削除する。あるいは技術的助言において他の例示を追加する等により、土地収用法に規定する程度に高たない必要性であっても、自治体の判断と責任において都市公園の廃止を行うことが可能であることを明確にすべきと考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項においては、市は協議しなればならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数（都市計画担当職員数）でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。 こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今後の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握することであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数（都市計画担当職員数）でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。 こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今後の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことから、制度を見直すべきではないか。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握することであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。
117	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に関する基本的な方針」に定められている場合を加える。「市町村の都市計画に関する基本的な方針」いわゆる「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第6条の21に定められる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即したこととなり、策定にあたっては都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスタープラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまろづくりに反映された結果となる。	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止（長期未着手である都市公園の廃止を含む）は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的手法については、検討に参りたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
340	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「自 地方公共団体の設置に係る都市公園」にあっては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正されたい。	【制度改正の必要性】 現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条より廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置緑地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地縁団体や地域住民に活用されていないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防災機能を発揮しない等の懸念もある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園数は平成26年7月現在125箇所(約125ha)、このうち、約24%(箇所ベース)が供用済後30年以上経過、10年後は約4割が供用済後30年を経過する見直し、平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%(箇所ベース)。制度が改正された場合、老朽化、または利用が低調な都市公園を供用廃止することにより、用地の広範な有効利用が可能となり、市街地環境が好転することが期待される。 【現行制度で対応困難な理由】 本市においても都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一号「都市公園の区域内において(中略)都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によつて、「その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に限定されているため、本市が意図する都市公園の廃止については対応していない。このため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用させない限り、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	都市公園法第16条	国土交通省	北上市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けより取得した都市公園について、当該借借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考に、客観性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当する判断される場合には、現行法制上可能である。	都市公園法第16条第1号における「公益上特別の必要がある場合」は都市公園法運用指針において「土地収用法に規定する程度の特別の必要」と例示されており、非常に厳格なものとなっていることから、廃止により公園管理者の説明責任は相当に重いものとなっており、本市としては判断を躊躇せざるを得ない。また、第16条第1号の規定及び技術的指針の厳格な記述はいずれも、市が廃止にあたりまずもって合意を得るべき市民・議会にとつては都市公園の廃止が困難であるとの印象を抱かせるもので、合意形成の障壁となる。このことが、狭小な都市公園、老朽化・機能劣化した都市公園を廃止したり、集約化できない大きな理由となっている。しかし、こうした地域の課題解決のための廃止は、地方歳入や自治体の政策的な判断に委ねるべきという考えにより本提案を提出したものであるため、提案の主旨を理解して頂き、条例案件事項の設置等所要の法改正の実施を期待するものである。
861-1	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である非現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により前敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未済の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。	公営住宅法第2条第36条 公営住宅法施行令第10条	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	「公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。 公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。 また、効率的な建替を実施するためには市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることであるが、今後の人口減少を踏まえ、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなり、コンパクトシティを目指すべきと考えるところから、これを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であったも集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。
861-2	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である非現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により前敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。 都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未済の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。 敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。	公営住宅法第2条第36条 公営住宅法施行令第10条	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	「公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。 公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。 また、効率的な建替を実施するためには市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されることであるが、今後の人口減少を踏まえ、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなり、コンパクトシティを目指すべきと考えるところから、これを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であったも集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
340	都市公園の保存規定 の強化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体の条例に定める場合」とする等、条例により設定できるよう改正されたい。	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次報告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する。又は条例による補正を許容すべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情にまわづくりに伴う都市公園の廃止(長期未着手である都市公園の廃止を含む)は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市計画運用指針の見直しも行うべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的な手法については、検討して参りたい。
861-1	地域の実情に応じた 事業実施のための公 営住宅建替事業の施行 要件の一部の廃止 等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、現地要件については、仮に非現地建替を認めた場合、明渡し請求という入居者の権利を強く制約するものを伴うことから、事業主体の判断により行われる公営住宅の建替のために、責めに帰せらるべき事由のない居住者が非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適当である。
861-2	地域の実情に応じた 事業実施のための公 営住宅建替事業の施行 要件の一部の廃止 等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	D 現行規定により対応可能	市街地要件で定める「市街地の区域内」や「市街化が予想される区域内」とは、公営住宅法上具体的な定義があるわけではなく、また都市計画法、都市再生特別措置法等他法令から特に引用されている概念でもないが、少なくとも「市街地の区域内」という文言により、ご指摘のような概念のような「都市計画区域外等の郊外」にある公営住宅を一律に排除する趣旨ではない。 なお、個別の建替事業について、当該事業区域が市街地要件を満たさずとも、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
861-3	地域の実情に応じた公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により外れる敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却住宅)の入居者に対する明確な請求権が与えられず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条	国土交通省	愛媛県	C	対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困難する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけではなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明確な請求権の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。 公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替えを実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を確保するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。 なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。 また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を確保するために戸数要件を存置されることであるが、今後の人口減少を踏まえ、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統合などを計画的に実施することとなり、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	総務省、 農林水産省、 国土交通省	愛知県	C	対応不可	過疎対策については、過疎地域市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体は市町村とし(法第2条)、これに都道府県が協力し(法第7条第2項)、国が特例措置により支援する(法第4条)ことにより推進されることとされている。過疎対策事業を定める方針(都道府県策定)、市町村計画、都道府県計画の策定に際しても、過疎市町村や関係都道府県の自主性、主体性を最大限尊重する趣旨から、国の関与は必要最低限にとどめられている。 過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は国による必要最低限の唯一の事前の関与として定められているものであり、廃止することはできない。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支援はないものと考ええる。 また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。 協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合は、事業の縮減が図られた場合には、協議が不要なものとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。 この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額に伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の提出のみとなっても、遺漏なく事業を実施することは可能であると判断されるため、市町村の事務量を削減するために軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするように求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付付行連第143号、22農振第1730号、国都地第71号	総務省、 農林水産省、 国土交通省	宮城県	C	対応不可	市町村計画はあらかじめ都道府県とその内容について協議することとされている(法第6条第1項)。 市町村が実際の過疎対策を講ずる場合には、都道府県の密接な連携と都道府県の広域的見地からの施策が不可欠である。市町村と都道府県が市町村計画について協議することによって、都道府県の施策との、さらには他の諸施策との整合性が図られ、都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。 市町村が事業を中止又は大幅な事業量の減について変更の手続きをしようとする場合についても、他の諸施策との整合性を図って都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進等を推進する観点から、都道府県との事前の協議を要するものである。	特に意見なし

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点		各府省からの第2次回答	
			意見	意見	意見	意見	区分	回答		
861-3	地域の実情に応じた 事業実施のための公 営住宅建替事業の施 行要件の一部の廃止 等	公営住宅建替事業の定義で ある現地建替要件を廃止し て、非現地建替も公営住宅建 替事業とする 公営住宅建替事業の施行要 件である敷地規模要件(市街 地0.1ha以上)及び戸数要件 (従前戸数以上)を廃止する。			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の 集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統 廃合するとの積定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入 居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か 具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることと されていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつ つ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで 緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の 要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が 難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用す べきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	D 現行規 定により対 応可能	公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のう ち、戸数要件については、公営住宅が不足している状況下で従前から居住している 入居者の公営住宅への再入居を確保するために設けられた要件であるが、当該除 却されるべき公営住宅の土地の区域において道路、公園その他の都市施設に關する 都市計画が定められている場合等「特別の事情がある場合」においては、現行法 においても、「当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認(公営住宅建替事 業に關する計画の国土交通大臣承認)の申請をする日において入居者の存する公 営住宅の戸数を超えれば足りる。」としているところ。 現在、地域の状況によっては公営住宅に対するニーズが減少していることも考えら れることから、そのような場合において居住者の再入居を保障することを前提に、「除 却前の入居者数以上」となるように公営住宅を建て替える場合には、公営住宅法第 36条第3号の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことが可能で ある。 なお、個別の建替事業について、当該地域において公営住宅に対するニーズが減少 している等の「特別の事情がある場合」に該当するものか、自治体において判断に 迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。		
57	過疎地域自立促進方 針に係る関係大臣の 協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進 に関する基本的な事項や 産業の振興、観光の開発、 交通通信体系の整備など に関する基本的な事項に ついて定めた「過疎地域自 立促進方針」を策定する際 には、あらかじめ総務大 臣、農林水産大臣および 国土交通大臣に協議し、同 意を得ることとされている が、この同意を要する協議 を廃止し、方針策定後の関 係大臣への提出制度に改 める。			【全国市長会】 都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市 町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前 向きな検討を願いたい。		E 提案の 実現に向 けて対応 を検討	市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別 措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大枠となるもので あるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の 各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方 針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する 同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできな いと考える。 過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協 議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興 法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に關し、都道府県に 勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る 主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振 興法と同様に扱うことはできないものと考ええる。 なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに 行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化すること については、検討してまいりたい。		
227	過疎地域自立促進市 町村計画の変更に係 る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村 計画の変更に係る都道府 県の協議が必要なもの のうち、事業を中止した場合 又は大幅な事業量の減が あった場合については、協 議から提出のみとするよう 求めるもの。			【全国市長会】 提案に賛同する。 また、市町村計画の変更に当たり、「事業の追加又は 中止」、「事業量の増減」については、計画全体に影響 を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるもの とは言い難い。		C 対応不 可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得い ただいたものと考えている。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
153	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第19条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第5条の2)の策定主体は、都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合は策定権限を市町村へ移譲する。	【制度改正の必要性】 市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきており、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とすることが必要である。 ※鳥取県：19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する。 上記市町村の広域化を背景として二重行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限については、「第四次分権一括法」において、単一の市町村の区域を超える広域的見地からの調整機能や都道府県との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることとなった。 これについて、二重行政の解消といった趣旨であることと踏まえると、上記条件を満たすのであれば、指定都市に限らずその他の市町村においても移譲すべきであるから、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域においては、マスタープランの策定権限を市町村に移譲して頂きたい。 ※都市計画区域マスタープランの策定権限が市町村に移譲された場合、国の関与の主体性が拡大される。 ※市町村が都市計画区域マスタープランと都市計画決定する際、都市計画法19条3項による県協議が必要であるため、県の広域的調整は担保される。 【具体的な支障事例】 都道府県が都市計画区域マスタープランを策定する場合は、関係市町村の意見を尊重しながら策定することとなるため、特に単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域の場合、都市計画区域マスタープランと市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下「市町村マスタープラン」という。)とは、基本的な方向性はほぼ同文となり、市町村マスタープランに限り地区名、路線名が記載される等具体的な地区における方向性が記述されるというが実態である。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	鳥取県・徳島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が単一の市町村の区域の外内におかれ指定されること、周辺市町村への影響等を総合的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることとされている。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるところとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 また、都市計画区域マスタープランを定めるにあたっては、広域的観点を確認するため、必要に応じ、隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況及び今後の見直しを勘案することが望ましいことから、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。 この点、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して都市計画区域マスタープランを定める能力があることから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号、第4次分権一括法。)において一の指定都市の区域の都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランの決定権限を移譲したところであり、指定都市以外の市町村における都市計画区域マスタープランについては、引き続き都道府県が定めることが適切である。	本提案の趣旨は、単一の市町村内で完結する、単発的・独立的な市街地(例：中山間地の集約地区)としての都市計画区域に限って、策定権限を移譲するものであり、広域的な観点での調整の必要性は低いと考える。また、指定都市であっても広域的な観点での調整は必要であるにも関わらず、都道府県に準じた都市計画決定権限があることを理由に第4次一括法で権限移譲がなされており、広域的調整を理由に移譲を拒むのは適当でない。
771	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用済の区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】 本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区については一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一体的な利用促進に取り組んでいる。 【移譲による効果】 淡路地区ではこのように、国と県で、同様の公園事業を展開していることから、国管理の国営公園(国営明石海峡公園)を県に移管し、県管理公園(県立淡路島公園)と一体的な管理をすることで、費用の軽減や収益拡大とともに、集客イベントなどを総合的に行うことができ、相乗効果が見込める。	都市公園法第2条の3	国土交通省	兵庫県	C	対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映させ、また、供用後も利用状況をふまえた施設追加整備を行うなど、部分区域の供用をもつて整備が構成するものではない。さらに、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)もあり、既供用区域のみを切り分ける前提とはなっておらず、整備が完了した後の管理は隣接に隣接している。以上より、整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管することは困難である。	・移譲された既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的知見を未供用区域の整備に反映することができるように、調整会議等において協議することで、対応は可能である。 ・また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設については、管理区域を明確にすること等により対応は可能である。
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないと適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることとなった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業集約地域、山村集約地域、過疎地域をとり、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き同法施行令第3条第4号ア	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	C	対応不可	1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、 ・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としているところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業率が全国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。 3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ。御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用することとした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の適用を受けるとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、このA市と、同じ「農村地域」である市、村との合併によって人口20万人以上となったものもある。よって20万人以上の実態は法の対象たる「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。A市の財政力が合併により下がっているとは財政力指数の推移が示しており、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。法趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの条件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨に合致するものであると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
153	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第8条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。	手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都市計画区域マスタープランは、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定される都市施設に関する方針なども含めて都市計画区域全体の基本的方向性を示すものであって、必要に応じて隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況や今後の見通しを勘案し、都市計画区域内の市町村の合意形成とともに広域的な課題の調整を図られるよう策定されるべきものであり、都市計画区域の指定を行う都道府県において決定することが適切である。
771	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限については、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県との調整が図られた公園から、必要となる人員、財源とともに移管すること。	手挙げ方式により、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきである。			C 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都道府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。 仮に整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管した場合、既供用区域の追加整備を行う者と管理を行う者が異なり、多大な調整が必要となる。また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)の管理についても、事業主体が異なることにより、維持補修や大規模更新における工事実施の調整を都度行うなど事務の効率化が損なわれ、円滑な事業実施に支障をきたす。 したがって、一部が概成している国営公園について、当該部分を移譲するべきであるとの意見については、前回の回答のとおり、国営公園については、部分区域の供用をもってその部分の整備が概成するものではないことから、当該部分のみを移譲することは困難である。
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないと適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。				C 対応不可	平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、廃止町村と合併したものの思料。 財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。 農工法においては、 ・原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするものと、 ・人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業率等を基準として法の適用の可否を判断しているところ。 このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのではなく、今般の事案においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなるかと解釈するべきである。 また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町村内の一定の地域ではなく、土地利用のあり方を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきものである。以上により、要件の緩和は困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたって都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生かす一つ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基盤整備計画の策定について迅速化を図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っていることとあり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項	農林水産省、国土交通省、総務省	広島県	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設等の整備で促進事業に期して実施されるものに關する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときは、「促進事業の実施に関する事項」のみ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 このように、基盤整備計画の作成又は変更については、全体協議ではなく、部分協議としているのは、市町村中の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とするは適切でないこととしながら、促進事業の実施に関する事項は、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外される農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項(法第4条第4項)を定めることとなるので、農地法に基づき農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があることによるものである。 したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。	所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。 (農地転用については、全市町村の3割弱、本県においてはすべての市町村で事務処理特例条例により実施)
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定された工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の弾力的な運用を実現すること	【支障】工業用水の需要が漸減し、施設能力と水需要の乖離が拡大している中、工業用水及び雑用水の供給拡大を検討している工業用水道事業者にとっては、適量及び法に規定されている供給条件(供給区域、供給対象)や手続きが供給拡大の支障になっている。なお、具体的な支障例として想定されるものとしては次のようなものがある。 植物工場等への給水が工業用水では不可(植物工場は、日本標準産業分類上においては「農業」と定義されるため)。 工業用水は、工業用水道事業法第2条第3項で、導管による(製造業への)給水を含めて定められていることから、船舶(タンカー)による国内外への輸送等に対応できない。 雑用水や大規模災害時の他用途利用(消防用水、飲用等生活用水への一時的な利用)等に伴う水利権上の制約(本来的には、雑用水等の供給は工業用水の目的外使用となるため弾力的な運用が必要)。 【制度改正の必要性】工業用水の未利用水を幅広く活用することは、工業用水道事業者の経営改善のみならず、国内外の水資源に関する課題に対応できることから、農業用水、都市活動用水や海外での産業用水など、工業の垣根を越えた幅広い活用や環境用水などの多様な需要に対応できるよう、雑用水の供給要件緩和や手続きの簡素化、工業用水道事業法の適用範囲の拡大、水利権等の弾力的な運用といった規制緩和が必要である。	工業用水道事業法第2条 河川法第23条	経済産業省、国土交通省	熊本県、福岡県	C 対応不可	河川法第23条に基づく流水の占有は、東京三田用水債行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するために必要限度において、公共物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。 河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の流水には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利権者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占有を行いたい場合は河川管理者からの許可が必要となっている。 ある特定目的を達成するために必要限度において、公共物たる河川の流水を排他的・継続的に使用することとは、防火上非常に有益なことであることから、水利権の弾力的な運用を要するものである。 また、災害時の一時的な他用途利用(消防用水、飲用等生活用水)については、国土審議会水資源開発分科会調査企画部会の「今後の水資源政策のあり方について(中間取りまとめ)」において「大規模災害時等危機時で余剰水の確保が必要とされている。実際の災害時に、関係機関が協力して迅速に対応するためには、事前の準備(協定の締結等)が必要であり、工業用水の許可水利権の範囲内で災害対応策に活用することは、防火上非常に有益なことであることから、水利権の弾力的な運用を要するものである。 なお、本県で運営している有期工業用水道事業は、水源確保のために参画した国の多目的ダム建設事業に伴う建設負担金が当初の4倍増(有期工業用水道事業費の割)とつたこと、当初予定していた工業用水を利用する企業の進捗が進まず、結果として収入が伸びていないこと等、厳しい経営状況下にある。このように構造的な赤字体質の中で、経費削減や上水道への一部転用による事業規模適正化等の経営改善策を行っているが、依然、多額の赤字が発生し、経営を圧迫している。このような状況の中、本来の目的と、工業用水としての利用を踏まえつつ、未利用水について有効活用の観点から、雑用水としての利用等も含め、その努力を行っているところである。 ※ 国土交通省 第5回「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的な水資源管理のあり方について」研究会 資料3「雑用水利用の現状と課題」参照	
70	改良住宅の譲渡処分が必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅法施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される。 ②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅管理要領(昭和54年5月11日建設省住宅整備第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことの報告をもって国の関与があったものとする。	【制度改正の必要性】 草津市では、これまでのところ改良住宅の譲渡の実績がないことから本市における支障事例はないものの、まもなく耐用年を迎える改良住宅の譲渡に着手する予定である。 ただ、改良住宅の譲渡に向けての事前協議を遊覧県に申し入れてから国土交通大臣の改良住宅の譲渡の承認を得るまで4か月から5か月を要するとする他市の事例を確認しており、4か月から5か月もの長期間の事務手続き中に、改良住宅の譲渡を受けようとする者の気が変わり、譲渡を受けることを取りやめしてしまうことを危惧している。 この危険を解消する方法として、承認権限を国土交通大臣から都道府県知事に移すことにより、都道府県との事前協議から国土交通大臣の承認を得るまでの期間を短縮する方法が考えられる。 【制度改正の効果】 期間が短縮されれば、譲渡を受けようとする者が譲渡を受けることを取りやめられなくなる。譲渡がより推進されやすくなる。 また、耐用年を経過した改良住宅は、補助事業の目的を一定果たしており、国の関与が弱められることに合理性があると考える。	住宅地区改良法第29条第1項、公営住宅法第44条第1項	国土交通省	草津市	C 対応不可	補助事業等による取得財産等の処分については、補助金適正化法第22条による新区分の制限を設けている。旧区分は、補助目的の完全達成を図るため、原則として交付行政の承認を受けずに、補助事業者等が補助目的に反する取得財産等の処分を禁止するものである。 一方、住宅地区改良法は、不良住宅が密集する地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進することを目的としており、改良住宅は当該政策目的のため、国の補助を受け、供給されるものである。住宅地区改良法第29条において準用することとされている公営住宅法第44条の規定については、上述の補助金適正化法第22条と同趣旨であると解されるところ、補助事業による取得財産たる改良住宅の譲渡処分を行うことは、補助目的つまり住宅地区改良法の目的に反する処分であり、補助金適正化法第22条と同様に、交付行政(国土交通大臣)がその承認を行うべきであると考えられる。よって、当該承認権限を交付行政ではない都道府県知事に移譲することはできない。 したがって、「交付行政ではない都道府県知事に移譲することはできない」との責を負うも踏まえ、都道府県に当該承認権限を移譲するのではなく、耐用年を経過した改良住宅の用途廃止に関する国の対応とのバランスを鑑み、補助金適正化法、住宅地区改良法及び公営住宅法それぞれ趣旨に鑑み、耐用年を経過した改良住宅を譲渡処分する場合に限り、当該承認権限を廃止するとともに、国に対しては事後の報告を行うこととするところとの関与があったものとするよう、見直ししていただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。				C 対応不可	<p>農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。</p> <p>なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。</p>
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの雑用水の供給条件の緩和や手続の簡素化、工業用水道事業法で規定されている供給対象業種及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の強力的な運用を実現すること	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	<p>○ 河川法第23条に基づく流水の占有は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占有することは認められない。</p> <p>○ なお、要望にあるように雑用水として使用したいのであれば、工業用水の水利権を減量し、新規に許可を取って頂きたい。</p> <p>○ その場合は、工業用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。</p>
70	改良住宅の譲渡処分に必要な国の承認権限を都道府県へ移譲	①耐用年を経過した改良住宅の承認権限の移譲 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行う。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅法施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行う。なお、改良住宅には、住宅地区改良法第29条第1項で公営住宅法第44条が準用される ②耐用年を経過した改良住宅への国の関与の確保 改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日建設省住宅整備第6号)第16第9項(改良住宅の用途廃止に関する規定)のように、改良住宅の譲渡が完了したことと報告をもって国の関与があったものとする。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			D 現行規定により対応可能	ご提案の「耐用年数を経過した改良住宅」については、住宅地区改良法第29条第1項等の規定により用途廃止を行った上で、草津市の判断で譲渡処分することは可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
409	市(特別区を含む)が 建築主事を設置する 際の都道府県知事同 意の廃止	建築基準法第4条第1項の 市以外の市が建築主事を 設置する際に必要な都道 府県知事の同意を要する 協議を、同意を要しない協 議とする。あわせて、同法 第97条の3の規定を廃止す る。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務 付け・持付けの見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同 意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模 に係わりなく都道府県知事から市長に移譲されている。 しかしながら、建築基準法第4条第3項には、いまだに同意同意の規定が残 されており、市町村の主体的な取り組みを積極的に阻害している。このため、 少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築 主事を設置する際の知事同意の規定を廃止していただきたい。 ちなみに、同法第97条の3に基づき確認権限を延べ面積1万㎡以下に制限 された建築主事を設置している特別区では、市並みの建築主事の設置につ いて東京都と意見を交わしてきた(都区のあり方検討委員会幹事会)。その中 で、東京都側は広域調整の必要性を主張し権限移譲を否定しているが、特別 区の区域は、東京都市計画として既に一体的に整理されており、各特別区 において当該都市計画の内容に反する建築確認が行われることは有りえな い。また、指定確認検査機関による確認検査が質・量ともに年々充実してき ている状況も踏まえると、特別区に権限移譲しても過大な業務負担となるこ とは考えづらい。特に、既存建築物を含めた地域の安全・安心といった特定行 政業務については、延べ面積の如何に係わらず、地元自治体である特別 区が地域住民に対して責任を果たしていくしかない。知事同意の規定の廃止 と併せ、同法第97条の3の規定も廃止することで、具体的に権限移譲が進捗 するものと期待する。	建築基準法第4条 第3項、同法第97条 の3	国土交通省	特別区長会	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成22年6月22日閣議決定「地域主 権戦略大綱」及び同閣議決定を受けた地方分権第2次一括法(平成 23年法律第105号)における議論)において見直しを行わないという結 論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、都道府県と市町村で要綱などを含め 建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要があること、本 案項については平成11年の分権一括法により、同意付協議であるこ とを明確にするため「同意」が追加されたこと等から、見直しを行わな いこととなっている。 なお、ご指摘の都市計画上の市が都市計画を決定する際の都道 府県知事の同意においては、平成21年12月15日閣議決定(「地方分 権改革推進計画」)において結論を得たものであり、同閣議決定を受 けた平成23年の地方分権第1次一括法(平成23年法律第37号)による 都市計画法改正以降、事情変更等は認められないと考えている。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつ つ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した 結果提出しているものである。
35	土地利用基本計画の 策定義務の廃止	都道府県に対する土地利 用基本計画の策定の義務 付けを廃止する。	【制度改正の必要性】 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」とい う)と土地利用の調整に関する事項を示したもの(以下「計画書」とい う)で構成されており、国土利用計画法(以下「法」という。)第9条第1項において、都 道府県による策定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利 用計画(全国計画及び県計画)を基本とするとしており、計画書はその内容 を反映させているにすぎず、この点、国土利用計画があれば十分と書える。ま た、計画図については、個別規制法の一環性が確保されることが重要とさ れているが、実態としては、個別規制法による地域・区域に合わせたものにす ぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも 後追い計画との批判が多い。 なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用につ いては、要綱設置した土地利用に関する庁内の会議(愛知県土地対策会議)に おいて、部局を跨って審議することにより、個別規制法の総合調整を図って おり、土地利用基本計画によらず、個別規制法の総合調整機能を果たしてい る。 【支障事例】 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏し いが、計画の策定及び変更、管理(審議会にかける必要のない1ha未満の計 画図変更)についても、絶えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正して いかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。に当たり、多大な事 務量が生じている。	国土利用計画法第 9条第1項	国土交通省	愛知県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進委員会 第3次勧告)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地方分権改革推進委員会第3次勧告 (平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関わる行政処分 の直接的な根拠となる計画を策定する場合」である等として、義務付 け・持付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られて いる。	土地利用基本計画は、国土利用計画法第16条第1項第9号の規定において、土 地取引規制の直接的な根拠となるものであるが、規定上は「土地利用基本計画 その土地土地利用に関する計画」とされており、実務的には、個別規制法の土地利用 に関する計画により規制している。 また、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指 針」(平成25年9月22日)においても、「土地利用基本計画は規制措置を個別法に変 換、かつ、個別法には独自の地域指定要件があり、実質的には土地利用基本計画 独自の視点での運用は困難である。このため、土地利用基本計画の最低限の機能 は、①情報共有を通じた総合調整と②今後の土地利用に係る大所高所の視点から の問題提起を行う場であると整理した。」(P.3抜粋)とされており、実質的に、土地取 引規制についても、個別規制法の土地利用に関する計画があれば足りるものと考 えられ、土地利用基本計画が策定されなくても、土地取引規制に支障が生じることは ないものと考えられる。 以上から、土地利用基本計画は、「私人の権利・義務に関わる行政処分」の直接的 な根拠として必ず策定しなければならないものとは考えられないため、同計画の策 定義務を廃止しても支障はないものと考ええる。
176	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取・報告への 変更	国土利用計画法に基づき 都道府県が土地利用基本 計画を策定・変更する際 に義務付けられている国 土交通大臣への協議を 廃止し、意見聴取・報告 へ変更する。	【支障事例】 国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する 際に義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・ 変更に時間を要している。 具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取→②国との事前 調整→③審議会諮問→④国への協議と、①市町村意見聴取→②国への意 見聴取(国意見の計画への反映)→③審議会諮問→④国への報告に変更す ることにより、2重の手続きが解消され約1か月間の期間短縮が図られる。 【制度改正の必要性】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関 与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、公園公園に係る大臣指定な ど)、予め調整が必要であることなどを挙げているが、都市計画法第18条の 規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取 する制度とすれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付けられた場合に は、再度、国への意見聴取を行うことにより適切な計画の策定が可能であ ると考える。	国土利用計画法第 9条第10項、14項	国土交通省	鳥取県、京都 府、大阪府	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性 を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法 律による制度改正)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるた めの改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23 年法律第37号)により「同意付協議」から「協議」に改正されており、 これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地 方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調 整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの」等 の場合において許容される、同意を要しない協議とするこの結論が得 られている。	現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を 図ることは可能であり、あわせて事務処理の効率化も実現すべき。 なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置と して、「意見聴取を許容」とされており、第1次一括法による見直しでは不十分 である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
409	市(特別区を含む)が 建築主事を設置する 際の都道府県知事同 意の廃止	建築基準法第4条第1項の 市以外の市が建築主事を 設置する際に必要な都道 府県知事の同意を要する 協議を、同意を要しない協 議とする。あわせて、同法 第97条の3の規定を廃止す る。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を基本とし、同 意は不要とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求 める。		C 対応不 可	<p>○ 建築基準法(以下「法」という。)第4条第3項において協議・同意を必要としているのは、建築基準法の基準は建築物の安全等を確保するための最低の基準であることから、市町村の事務執行のための人的・物的体制が不十分な状態で建築主事が置かれ、不適正な事務執行が行われた場合、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがあること等から、都道府県の建築行政の責任者である都道府県知事が市町村の事務執行が適正に行われることを確認し、同意することが不可欠であるためである。</p> <p>○ また、特別区については、一定の範囲内の事務について、法第97条の3に基づき協議・同意手続を経ずに建築主事を置くことができることとしているところである。なお、同条に関する提案については、全国知事会より事務配分の協議中であるため慎重な対応が求められているところ(提案事項59)である。</p> <p>○ 以上の状況を勘案すれば、現時点において、改正は困難と考える。</p>
35	土地利用基本計画の 策定義務の廃止	都道府県に対する土地利 用基本計画の策定の義務 付けを廃止する。	土地利用基本計画の策定は都道府県の自主性に任 せ、任意の計画とするべきである。			C 対応不 可	<p>国土利用計画法においては、「土地利用基本計画の作成」により総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としており、土地利用基本計画は、各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている。他方、土地利用の規制又は誘導に関する個別規制法による計画ないし規制は、本来的にそれぞれの立法趣旨を背景とした各個別の観点からの必要性に基づいて土地利用のあり方を定めるものであるため、個々の制度における調整規定により調整等を行っているものの、制度とは土地利用の基本方向を示す基本となるべき共通の部分を含いており、そのため、個別行政の枠を越えた総合的な地域空間計画を一体的に再編成し、客観的な土地利用の可能性を評価する土地利用基本計画の策定が必要となる。</p> <p>また、この総合調整機能に鑑み、土地取引規制の観点から、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に関する行政処分直轄的な根拠となる計画を策定する場合」である等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られたところ。</p> <p>なお、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、運用改善に努めている。</p>
176	土地利用基本計画の 策定・変更に係る国土 交通大臣への協議の 意見聴取・報告への 変更	国土利用計画法に基づき 都道府県が土地利用基本 計画を策定・変更する際 に義務付けられている国 土交通大臣への協議を廃 止し、意見聴取・報告へ 変更する。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣 への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきで ある。			C 対応不 可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即時的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえ、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聞くこととなる「意見聴取」では調整手続として不十分である。また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。</p> <p>加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内滑化にも寄与する。</p> <p>なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をフックアップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		意見
246	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。 協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国立公園・国立公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係府庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	広島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論を図るためには、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が分配されているため、国との調整が不可欠である場合」であって、私人の権利・義務に関わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。
718	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、農業的土地利用を図る必要が生じたことによる農業地域の縮小(市街化区域縮小)、農業振興事業の実施に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然環境保全に伴う自然保全地域の拡大等)は、国と協議を要することとされている。 土地利用基本計画は、都道府県レベルの土地利用調整等に関して都道府県が策定しているもので、また、計画図の変更案件については、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了している。さらに、知事の附属機関である栃木県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取が行っており、国との協議自体が形式的なものとなっていることであるため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とするべきである。 【支障事例】 計画図変更に伴う国との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大幅な増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度が予想される)。 (※)提出書類:変更内容総括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果	国土利用計画法第9条第14項	国土交通省	栃木県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が分配されているため、国との調整が不可欠である場合」であって、私人の権利・義務に関わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	計画図の変更案件は、各個別規制法において、事前に国の関係機関との調整を終了しているため、計画図変更の協議は、実質的に各個別規制法の手続きと重複した手続きとなっていることが多く、そのため、形式的なものとなっている。 また、土地利用基本計画は、都道府県が土地利用調整等に関して必要な事項を策定しているもので、さらに、知事の附属機関である都道府県国土利用計画審議会において、多方面からの審議を要し変更されるものである。このように、計画図の変更案件については、各個別規制法による国の関係機関との事前調整や都道府県国土利用計画審議会での審議を経ていることから、「国との調整が不可欠である」とは言い難い一方で、各個別規制法の手続きとの重複を避け、事務処理の簡素化、迅速化を図る上でも、協議事項ではなく、事後報告事項とするべきである。
820	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合には、国土交通大臣への協議を廃止し、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、改正後も協議が必要である。 【支障事例】 この協議期間として、運用指針において事前協議の標準処理期間は4週間、本協議は2週間を目途としているところ、平成25年度の事前協議には35日、本協議には20日を要しており、迅速化が図られていない。 また、土地利用基本計画の策定・変更にあたっては、事前に農振法や森林法等の個別規制法を所管する県の担当課から各府庁に内容を協議し、その協議結果を受けて土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農振法や森林法等の諸計画に対する上位計画として位置づけられているためであり、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により農林水産大臣に協議することとなっているが、この協議内容は、実質的に土地利用基本計画の変更内容と内容であることから、これに重ねて土地利用計画の変更内容に関する法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてはならないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法や森林法等の個別規制法にかかる事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とするとされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	国土利用計画法第9条第10項	国土交通省	兵庫県、京都府・大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が分配されているため、国との調整が不可欠である場合」であって、私人の権利・義務に関わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	・そもそも同意を要しない協議にどのような合理性があるのかが不明である。 ・第1次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、この「同意を要しない協議」においても、実態的には事務処理に相当の期間を要している。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
246	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。			C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。</p> <p>このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえ、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと定める「意見聴取」では調整手続として不十分である。</p> <p>また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。</p> <p>加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内滑りにも寄与する。</p> <p>なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づき土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>
718	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。			C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。</p> <p>このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえ、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと定める「意見聴取」では調整手続として不十分である。</p> <p>また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。</p> <p>加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内滑りにも寄与する。</p> <p>なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づき土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>
820	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合には必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。			C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。</p> <p>このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえ、土地利用基本計画の実効性の確保のためには、一方的に意見を聴くことと定める「意見聴取」では調整手続として不十分である。</p> <p>また、土地利用が一度改変されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。</p> <p>加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内滑りにも寄与する。</p> <p>なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づき土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
967	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解消】 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。 事前調整が必要であることには異論がないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画分野で権限を有している関係市町村との調整は意見聴取で対応していることから、同様、国立公園、固定公園の指定等の権限を有する国との調整も意見聴取で担保できるものと考えられる。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係府庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	中国地方知事会	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号))により「同意付付協議」から「協議」に改正されており、これによって、「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら行う権限が分配されているため、国との調整が不可欠である場合であって、私人の権利・義務に関わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議」とするとの結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次報告においては、講ずべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。
36	土地利用審査委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人の土地取引を規制する権限を有し、国民の財産権の制約に關してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関して都道府県知事の許可が必要となる規制区域については、制度創設以後、指定された区域は存在せず、議会同意を必要とする理由はない。また、国土利用計画法と関連の深い、都市計画法に基づく「開発審査委員会」などにおいて、議会同意が義務付けられていないことと比べると、他の審議会との均衡を失っている。 【現行制度の変遷事例】 議会同意に係る事務手続きは5カ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で欠員が生じた場合、議会同意の制約により迅速な任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがある。	国土利用計画法第39条第4項、第7項	国土交通省	愛知県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付付・持付けの第4次見直し」の議論)において結論が出ていると承知している。 土地利用審査会は、開発審査会と異なり、私人の土地取引を規制する権限を有しており、国民の財産権の制約に關してきわめて大きな影響力を持つことから、その委員の任命等に際しては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。 また、開発審査会のような事務は、都道府県知事等が行った開発許可の処分に対する審査請求の裁決であり、土地の区画形質の変更等の事業行為を規制するものであるのに対して、土地利用審査会の主な事務は、規制区域の指定の再審査を行うものであり、同区域内における土地取引契約という法律行為に規制をかけるもの、つまり土地所有の内容である処分契約に規制をかけるものであるという点において大きく異なる。 一方、委員の選任について議会の同意を要する期間には、土地利用審査会のほか、公安委員会、教育委員会、収用委員会などがある。このうち土地利用審査会と同様に土地に関する権利を取り扱う収用委員会も、財産権に対する大きな影響を及ぼす権限を担うことから、その委員の選任には議会の同意を必要としている。 土地収用においては、収用委員会の裁決に先立って、国土交通大臣又は都道府県知事が事業認定を行うこととされており、事業者の事業を遂行する意思・能力、土地を収用する公益上の必要性など事業の適格性を判断するとともに、収用の対象となる土地が特定される。その上で収用委員会は、裁決申請の対象となる土地が事業認定を受けた事業の対象区域に含まれるか否か、補償額や権利取得の時期が適正か否かを判断するものである。 これに対して、土地利用審査会は、規制区域の指定等についての確認(確認が得られなければ指定の効力は失われる。)や規制区域における土地取引の許可申請に対する不許可処分について不服申立てがあった場合の裁決、監視区域の指定や監視区域内の勧告への意見申出などを行うものである。 収用委員会が都道府県知事の事業認定、事業区域内のうち決裁申請された個別具体的な事業にその権限を有しているのに対し、土地利用審査会は、個別具体的な事業に権限を有していることに加え、区域指定に関する権限も有している。 以上のような土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命に当たって議会同意をなくすることは、きわめて困難である。	土地利用審査会は、公安委員会、教育委員会、収用委員会等の行政委員会とは異なり、附属機関である。 制度創設以来、指定されたことがない規制区域を除けば、主な役割は、都道府県知事が監視区域の指定や土地取引の届出についての勧告をするなどの場合に意見を述べることである。 規制区域についても、都道府県知事が区域の指定をする際に審査会の確認が必要であったり、不許可処分に係る審査請求の裁決を行うなどの役割を担うこととなるが、裁決については、国土交通大臣に再審査請求もできるとから、これらをもとに財産権の制約に大きな権限を有するものではない。 このため、土地利用審査会は他の附属機関と異なるものでないことから、委員の任命・解任に係る議会の同意を不要としも支障ないものと考えられる。
81	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行うことも必要である。 都市計画法による区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔りがあり、区域区分制度を画一的に適用する合理性はなくなっている。 また、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が独自のまちづくりを行ううえで阻害要因となっている。 もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを展開することが可能となり、地域の活性化につながるものと考えられる。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 区域区分に関する都市計画を決定するにあたり、周辺市町村との調整を図る機関が必要であると考え、関係する首長や有識者等で構成する広域調整協議会等を設立し、広域的な調整を図りたいと考えている。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	松前町	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付付・持付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一、市町村の区域を越えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地・自然的環境・整備又は保全への配慮等を総合的に総合調整して定められるものであることと鑑み、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	基礎自治体の都市計画マスタープランは、都市計画区域マスタープランに即したもになっているため、区域区分については地域の実情を勘案しながら基礎自治体において定めることが適切であると考えている。 他にも類似の提案がされており、「元気が豊かな地方の創生」を目指すためには、議論の段階で基礎自治体の意向を反映することを望む。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
967	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。			C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その権限を押し、都道府県が一括して総合的に調整する、いわば土地利用全体のマスタープランであり、国の土地利用に係る施策をも拘束するものである。</p> <p>このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえ、土地利用基本計画の有効性の確保のためには、一方的に意見を聴くにとどまる「意見聴取」では調整手段として不十分である。</p> <p>また、土地利用が一度変更されると事後的に変更するのは非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。</p> <p>加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間での十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁との調整の内情化にも留意する。</p> <p>なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことで、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づき土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>
36	土地利用審査会委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	実情に即した審議会運営を行うため、都道府県知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たって、都道府県の議会の同意を不要とする。				C 対応不可	<p>土地利用審査会の委員について、議会の同意を得て任命されることとされている趣旨については前回答済みとされており、</p> <p>規制区域制度については、これまで指定実績はないが、国民の財産権の制約に関して極めて大きな影響を与えるものであり、土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命に当たって議会同意をなくすることは困難であると考えられる。</p> <p>今後とも、委員任期の延長や審査会開催方法の簡易化などの事務負担軽減や、土地利用審査会の活用に関する情報共有が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。</p>
81	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとする	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	<p>【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。</p>		C 対応不可	<p>前回答のとおり。</p> <p>現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととされていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会を法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。</p> <p>このほか実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考え、制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
82	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができなければ、適切に決定又は変更することは困難と思われる。 また、超高齢社会を迎えようとする中で、都市間競争の激化が想定されており、根幹的な都市計画こそ、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められるようにすることで、基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのではないかと考える。 よって、区域区分決定に係る権限について、市への移譲を希望するものである。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタープランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図る必要があることから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、広域的な見地は担保されるものと思われる。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	新産市	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・持付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。
658	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づき、第2次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。また、平成25年12月20日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第87条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。 【支障事例】首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の高尾山インター―相模原川インター間の開通に伴い、東名高速道路、中央自動車道及び圏央道と交差する新たな大動脈ができる。また、八王子西インター近(約172ヘクタール)において、物流拠点として整備を進めている。このインターを含めた一団の土地は市街化調整区域に定められており、今後、市街化区域に編入をする予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな転換期を迎えるとともに、郊外の都市基盤施設も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせたきめ細やかな都市計画の実現が急務となる。 【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、従来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体としての地域の特質を活かした土地利用の誘導等が可能になる。 【懸念の解消策】懸念は特になし。	都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項	国土交通省	八王子市	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・持付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、指定都市については、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が高いことから、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号、第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。
839	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	【本町の可能性】 本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に優れた都市的機能を有し、さらに大洗港やひたちなか港、そして平成22年3月に開港した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたポテンシャルの高い町として、県央地域の重要な地位を占めつつあります。 【制度改革の必要性】高度成長期につられてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図る上でのひとつの障壁になっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している空き地などの土地利用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより町に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する目的に使用できない、町内に定住を希望する者がいても家を建てられなかったり外に出ることを認識しているほかないという問題があります。かつて、効率的利用と乱開発の防止を目的として定められ機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日ではむしろまちづくりや土地利用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとつての大きな損失です。 【制度改革の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行いながら、地域の活性化を図る土地政策を行うことが可能になる。 【まとめ】 については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	都市計画法第15条第1項	国土交通省	茨城町	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・持付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を越えて指定されうる都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即地的に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。 経済成長時代につくられた法律の基本形は、現状の地方の社会経済情勢にはそぐわなくなっている。特に人口減少が懸念されている市町村においては、できるだけ負担を軽減し、有効な土地利用が可能な制度に速やかな改正を願っていた。現状のままであれば、ますます過剰地が増え、人口減少が加速することになりかねない。土地利用(特に宅地の用途指定)の制約が厳しければ厳しい程、地方はますます疲弊の方向に向かわざるを得なくなると感じている。地方の深刻な実情を勘案して、是非、再検討していただくよう要望します。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
82	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないとされており、第1次回答で納得いただいたものと考えている。
658	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、指定都市は、人口・産業及びそれに伴う都市的土地利用・公共施設整備が極めて集中しており、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が極めて高いことから「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号、第2次分権一括法。)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したところであり、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示していること。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、都と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。
839	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせた運用ができるように所要の措置を求めます。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、用途地域に関する都市計画については、第2次分権一括法施行後は全て市町村決定となっており、また、従来から市町村が決定主体である地区計画と用途地域を適切に組み合わせて活用することにより、地域の実情等に応じた独自のきめ細かな土地利用を実現することが可能となる。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示していること。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
875	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	【現行制度の支障事例】 少子高齢化や人口減少が予測される中で、21世紀の市町村単位での生き残りやかけ、実質的に増産策を取り組むことが必要である。その手法の一つである土地の有効活用を実施する際、都市計画の区域区分の権限については都道府県がもっているため、手続き処理や同じ都市計画区域内の市町村の調整等に多大な時間を要することになる。 また、区域区分等の変更をする際、市町村の政策と都道府県の政策の方向性に差がある場合、市町村の独自色が発揮できない。 ただし、都道府県と協議をすることは必要と考える。 【制度改正による効果】 この区域区分の決定(変更)について、市町村が権限をもつことにより、地域の個性や魅力を兼ね備えた政策展開が機動的に実施可能となる。	都市計画法15条	国土交通省	近江八幡市	C	対応不可	「地域主権戦略大綱」の基礎自治体への権限移譲の基本的な考え方の中で、「住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の主體的かつ総合的な実施の役割を担えるようにすることが必要不可欠である。」と記されている。 第1次回答では、過去の議論と比べて、区域区分については「国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画」と位置づけられていることから、基礎自治体への移譲事務の議論がなされていないのではないかと考える。 また、「国の利害に重大な関係があること」の定義について、示していただきたい。 更に、区域区分が一の市町村の区域を越えて指定される広域都市計画区域となつていることから、基礎自治体の主体性が発揮できないことに繋がっている。市町村合併が行われたことから、市においては単独で、市町村においては広域の都市計画区域とすると、都市計画区域の再編についても検討いただきたい。 上記の要望が実現できれば、「義務付け・特付けの第4次見直し」によって行われた、都市計画基礎調査実施要領の見直しも更なる意味を成してくると思われ、人口減少や少子高齢化など社会構造の激しい変化が起こっている激動の改革期の課題に、適切に対応し発展し続ける基礎自治体となることができる。
171	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議~同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間外)については、国土交通大臣協議~同意手続きを提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・特付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議~同意の廃止は困難であるとの見解を示した。ただし、国において地方の見解を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・特付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間前通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日、法定協議30日)を設定していただくことである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのかわからないこと、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間(事前協議60日、法定協議30日)を設けていただくことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要する結果となること、手続きの迅速化に繋がっていないこと。 「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間外)」(以下これを「協議不要希望施設」という。))については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において国との審査が行われていることから、国協議~同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議~同意希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	都市計画法第18条第3項 都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	国土交通省	鳥取県・京都府・大阪府・徳島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、一般国道及び一級河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。 一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与はなるべく。 仮に国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。
965	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議~同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。 このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間外)については、国土交通大臣協議~同意手続きを提案するもの。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議~同意(以下「国協議~同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議~同意を必要とする案件があったが、国から直轄事業との整合性の観点で構造設計に対して反対意見が出された等の要因により、いずれも協議が長期化し、中には開始から半年以上を要したケースもある。これにより、事業着手や供用が遅れるといった支障が生じている。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・特付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議~同意の廃止は困難であるとの見解を示した。ただし、国において地方の見解を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・特付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都市局長通知)」(以下「標準処理期間前通知」という。))において、標準処理期間(事前協議60日、法定協議30日)を設定していただくことである。 これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのかわからないこと、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、標準処理期間(事前協議60日、法定協議30日)を設けていただくことにより、事前協議前の下協議に半年程度を要する結果となること、手続きの迅速化に繋がっていないこと。「一般国道(指定区間外)」及び「一級河川(指定区間外)」(以下これを「協議不要希望施設」という。))については、都道府県が整備や管理を主体的に行っており、個別法(道路法等)において国との審査が行われていることから、国協議~同意を廃止しても国との利害の調整は担保され得るものと考えていることから、協議~同意希望施設に係る国の関与を廃止することを提案する。 これにより、県民の悲願である高速道路ネットワークの早期供用や、県民の安全安心のための県土の強靱化に向けた取組の促進が可能となる。	都市計画法第18条第3項 都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	国土交通省	中国地方知事会	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 また、一級河川は、国土保全上及び国民経済上特に重要な水系で政令で指定されており、原則、国土交通大臣が管理を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 このため、国の利害との調整を図る観点から、国土交通大臣の協議、同意を廃止することは困難である。 なお、一般国道及び一級河川に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。 一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)は国ではなく、県が主体的に整備・管理をしており、実質的に県管理道路・河川と相違なく、極力関与はなるべく。 仮に国の利害に重大な関係があったとしても、個別法(道路法等)において国の審査が行われることから、利害調整を担保することは可能であり、同意協議を廃止しても支障はない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
875	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>前回答のとおり。</p> <p>なお、都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮した上で指定されるものである。</p> <p>現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出ることができること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画運用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が毎日情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。</p>
171	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	<p>都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。</p> <p>(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等)</p> <p>このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。</p>				C 対応不可	<p>前回答のとおり。</p> <p>なお、個別法において、事業内容、事業区域等について個々に調整しているものの、都市の健全な発展や良好な都市空間の形成などのため、例えば国道等の機能により広域的に波及する影響を勘案して適切な必要規模・配置がなされているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点から都市計画案の協議、同意が必須とされており、実際その中で指摘をするケースもある。こうしたことから、一般国道及び一級河川に関する都市計画については国の利害に重大な関係がある都市計画であり、協議、同意は必要。</p>
965	一般国道(指定区間外)及び一級河川(指定区間)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	<p>都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法18条3項)が必要なものについては、「国の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令12条に明記されている。</p> <p>(都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一級河川等)</p> <p>このうち、一般国道(指定区間外)・一級河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。</p>				C 対応不可	<p>前回答のとおり。</p> <p>なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道でいえば広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ、周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づき計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
704	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、増当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。増当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣の同意協議が必要とされ、同法施行令第12条において、一般国道に関する都市計画についても、国の利害に重大な関係があるものと規定されている。しかし、一般国道に関する都市計画については、国の利害に影響を及ぼさないと考えられる事業であっても、法に基づき国土交通大臣に協議が必要とされているところであり、事前相談を含め、相当に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事業及びその理由は別紙のとおり) 【県管理国道に係る同意協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度:7件 申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1か月半であるが、申請前には下協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条	国土交通省	鹿児島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、政令でその路線が指定されており、また、原則、国土交通大臣が新設又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都市計画である。 なお、一般国道に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	1 都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみで構成される場合又は指定区間外国道及び県道で構成される場合の協議について 道路法第12条により「国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う」とされているが、「道路法の一部を改正する法律(昭和39年7月9日法律第163号)の附則第3項により」当分の間、一般国道(法律改正前の一般国道の区間以外の一般国道)の新設・改築は都道府県又は政令市が行うことができるとされ、指定区間外国道については、県が維持管理や改築を行っている。 また、「指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成している」として、当県の種子島及び奄美大島にある国道58号は、島内において他の国道と直接に接続していないことである。 以上の実態を踏まえれば、都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみ(特に種子島・奄美大島における国道58号の場合)又は指定区間外国道及び県道で構成されている場合、国の利害関係が重大であるとは言えない(別紙「1」参照) なお、国土交通大臣への同意等の手続を廃止しても、国道の新設・改築の内容、状況等については、国庫補助に係る国との協議があることから、国の政策との整合性を図ることは可能であると考える。 2 都市計画道路の変更箇所が指定区間外国道又は県道の協議について 変更箇所が指定区間外国道の場合については、1と同様の理由により、国の利害関係が重大であるとは言えないのではないかと。 また、一般国道及び県道で構成される都市計画道路において、変更箇所が県道である場合は、一般国道に関する都市計画の変更ではないため、国の利害関係がより重大であるとは言えないと考えられることから、国との同意協議は廃止すべきと考える。(別紙「2」参照)
175	区域区分に関する都市計画決定に係る国との同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本来においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難」とあるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し(平成25年7月24日付都事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただいたところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第4号イ及びホ	国土交通省	鳥取県・大阪府・徳島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一體的な枠組みが確保されてきたところ、農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	個々の都市計画決定においては、都市計画法23条1項で農林水産大臣との協議が義務付けられているので、指摘されているような市街化区域と農業振興地域の混乱が起きるおそれはないが、国土交通大臣との同意協議を廃止しても支障はない。 また、許認可を行う都道府県においても、都府、都府相互で調整を行うので、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。
249	区域区分等に関する都市計画決定に係る国との同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が法定されているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議・調整に都道府県及び指定都市が事前調整事務に多大な時間を要している(事前協議を含めて約2年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会へ諮ることができなかった)。都市計画手続の簡化を図り、地域の実情に対応したまちづくりを自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 国(「国土交通大臣が農林水産大臣との協議により都市計画的土地利用と農地保全を調整する仕組みの保持が必要」としている)が、都道府県内で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分行うことができる。	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号	国土交通省	広島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分(線引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一體的な枠組みが確保されてきたところ、農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講ずべき措置として、法第18条第3項の国土交通大臣への同意協議について同意を要しない協議、法第23条第1項の農林水産大臣への協議について、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち区域区分の方針に係る部分及び区域区分に関する都市計画について農業振興地域と市街化区域が重複する場合は同意を要しない協議、その他の場合は「廃止」とされており、これまでの見直しでは不十分である。 都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は、国の同意協議を廃止したとしても、都市計画手続において都道府県内部の関係部局間で調整することにより、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保されると考える。 直近の事例においては、事前協議を含めて約2年を要し、予定していた都市計画審議会へ諮ることができないという支障が発生している。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
704	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、事前相談を含め、相応に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。				C 対応不可	前回答のとおり。 なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国の調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道をいえば広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づき計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。
175	区域区分に関する都市計画決定に係る国への同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要は、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。
249	区域区分等に関する都市計画決定に係る国への同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定める都市計画区域マスタープランを含む。)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要は、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。 なお、都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び区域等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、区域区分は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる区域区分の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる区域区分の都市計画に対して不同意となってしまうために、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
599	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」の大臣同意の廃止	【制度改正の必要性】 都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」は、一律に大臣同意が求められているが、大臣同意に5~7ヶ月の期間を要し、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「区域区分」に即して作成される市町村都市計画の策定や、計画に基づく整備事業に遅れを生じている。 【廃止を求める理由】 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、具体的な都市施設、市街地開発等にかかる都市計画の上位計画であるため、概括的な記述が多く、国の利害に具体的に重大な関係がある内容とは考えにくい。 また、「区域区分」に関しても、市街地調整区域の一部を市街化区域にする等の軽微な変更が大多数であり、国の利害に重大な関係があるとは考えにくい。そのため、これらの都市計画が必ずしも「国の利害に重大な関係がある都市計画」とは言いえないことから、大臣同意の廃止を求める。	都市計画法第18条第3項	国土交通省	京都府・大阪府・徳島県・高知県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業集積地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。
676	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画の決定に際する国への協議、同意の廃止	【制度改正の必要性】 第1次勧告では、区域区分の大臣同意不要、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「整備保」という。)の大臣同意は区域区分の方針に係る部分を除き不要とすべきとしている。 整備保、区域区分及び近郊緑地特別保全地区に関する都市計画は、地域の実情にあった計画であるべきだが、国の開与が必要ため、市民に最も身近な基礎自治体が自らの責任で都市づくりを進める支障となっており、また迅速な手続を進める上でも支障となっている。 【協議、同意を廃止した場合でも国の利害に重大な関係がないと考える理由】 ①整備保及び区域区分について 以前は大規模開発の影響から当制度の意義が大きかったが、現在は一般的に市街地調整区域の開発制のため、国の施策の実現がでない恐れはないと考えに加え、必要があると認めるときは、都市計画法第24条第1項に基づき、国土交通大臣の指示等を出すことができるため。 また、農林業との調和は、農振法等との調整を図る必要があるが、必要な許可手続をれば足りると考える。 ②近郊緑地特別保全地区について 近郊緑地特別保全地区は近郊緑地保全区域、保全計画との整合性及び交付金活用等との調整はあるが、都市計画としては他の特別緑地保全地区と同様と考えるため。 【法改正イメージ】 都市計画法第19条第3項及び法第87条の2第3項の規定に「(但し、法第6条の2の規定は、適用しない。)」を追加する。	都市計画法第6条の2、第7条、第18条、第87条の2	国土交通省	横浜市	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、 ・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業集積地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。 また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助することとされている。近郊緑地特別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがある。 このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと考慮される都市計画について廃止すること	【現行】県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)は、国土交通大臣に協議の上同意が必要とされている。 【提案内容】道路(高速自動車国道、一般国道、阪神高速道路)、空港(関西国際空港)、河川(1級)など県域を超え、広域的見地から確認が必要な施設は国の利害に重大な関係があるため協議等は必要であるが、それ以外の都市計画は以下の観点から廃止を求める。 【廃止を求める理由】 ①住民に身近な所で都市計画決定すべき 多様化複雑化した住民ニーズへの迅速柔軟な対応が可能 地域の案件に合った前工程より要かならざるの実現が可能 ②地方自治体の基盤強化に繋がる 多様多様な土地利用が可能となり産業等の都市基盤強化による地域活性化が期待される ③迅速な意思決定による業務効率の向上 意思決定に要する時間を短縮し多様なニーズへの迅速な対応が可能 【廃止対象都市計画及び国の利害に重大な関係がないと判断した理由】 ①区域区分-府県内で完結するため、府県の都市部局と農政部局等との調整等で適切に対応可能 ②都市再生特別地区-都市再生特別指法に定める都市再生緊急整備地域指定等の諸手続の中で、国の経済政策に即した施策展開が図られるよう十分に担保されており、同地域内で用途、容積率等の緩和を行う都市再生特別地区について改めての大臣協議等は不要 ③臨海地区-湾岸法に基づく港湾管理業者である地方公共団体からの申出により都市計画決定するもので国の関与は不要 ④近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別地区-区域が限定的で一府県内で完結するため、府県の都市部局と関係部局との調整等で適切に対応可能	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第1項	国土交通省	兵庫県 大阪府	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。そのうち、例えば、 ・区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業集積地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。 また、近郊緑地特別保全地区については、特別緑地保全地区のうち近郊緑地特別保全地区に係る土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段としての位置付けから、特別にその55%を国が補助することとされている。近郊緑地特別保全地区が地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大きく後退するおそれがある。 このほか、国の政策上の観点から特別に定められた都市計画や国が新設する都市施設に係る都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、同意を要する協議の存置を許容するとの結論が得られているものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
599	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」の大臣同意の廃止	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっては国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。			C 対応不可	<p>区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意することとされており、同意に当たっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。</p> <p>都市計画区域マスタープランについては、区域区分に関する方針及び国連等国土交通大臣への協議が必要な都市計画に関する方針に限定しており、また、それら前々の都市計画は都市計画区域マスタープランに即して定められるものであることから、都市計画区域マスタープランに定められる個々の方針が国の利害との調整を図る観点から不適切な内容であった場合は、当該方針に即して定められる個々の都市計画に対して不同意となすため、国土交通大臣との協議、同意を行う必要がある。</p> <p>なお、都道府県が決定する都市計画の中で、国との協議に必要ない都市計画はその一部に限定されている。また、協議の円滑化等を図るため、協議の明瞭性を各地方整備局より提示しているところであるが、当該同意基準に照らして明らかに無関係と思われる措置をされるケースがあった場合は、個別に相談された。</p>
676	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画の決定に際する国への協議、同意の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に当たっては国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求むる。		C 対応不可	<p>都市計画は生活に身近な計画から広域的・根幹的な計画まで様々な内容を有するもので、国の施策とも適合しつつ、一体として総合的に定めるものであるため、市町村・都道府県・国の各主体が各々の特性に応じた役割を果たしながら適切に決定されることが必要である。また、強力な財産権の制限を行うものであることから、法律により公正な基準に基づき定められるとともに、事後的な是正が困難であるため、事前に十分に調整を図ることが不可欠である。よって、事後的な指示・要請等ができることをもって事前の調整を図る手続が不要という制度趣旨に反する考え方により、国土交通大臣との協議、同意を廃止することは認められない。</p>
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係のある都市計画(政令第12条に列挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとされているが、国の利害に重大な関係がないと見られる都市計画について廃止すること	都道府県の都市計画のうち、国の利害に重大な関係がある都市計画の範囲を見直し、地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ国土交通大臣の同意を不要とする。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的に検討すること。			C 対応不可	<p>区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意することとされており、同意に当たっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。</p> <p>近郊緑地特別保全地区、歴史的風土特別保存地区については、それぞれ国土交通大臣が指定する近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域のうち特に重要な地域について定められる都市計画であり、それぞれ国土交通大臣が定める判断の機会が図られていること等を協議の中で判断している。これらの区域における土地の買入れ等費用については、国の計画の実現手段として特別に国が補助することとされており、地方の判断のみにより決定される場合、高率の国庫補助率を適用する根拠は失われ、その保全が大幅に促進されるおそれがあることから協議、同意が必要である。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層進んでいくと見られ、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるものの、区域区分に関する都市計画は、一都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。(大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。) 【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	都市計画法第23条第1項	国土交通省、農林水産省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当事者として以下のとおりと考える。 これまで区域区分の軽易な変更に関する都市計画を定める際には、都道府県が農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農産振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	・区域区分の軽易な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに農の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携は十分に確保することが可能である。 ・今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一体的処理が可能になる。
966	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という。)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該提案に対して国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止は困難である」との見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年7月24日付都市局長通知)以下「標準処理期間通知」という。)において、標準処理期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していたところである。 これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的などのようなものを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承服できないと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成全国計画を基本とした広域地方計画(国土形成計画法)において今後10年間の国土形成に関する方針が定められているため、これに基づき、都道府県の責任で国土形成上の観点での調整は可能と考えること、さらに、都道府県内部で農政部局との調整を行うため、都市的土地利用と農地保全との調整も可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第4号イ及びホ	国土交通省	中国地方知事会	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当事者として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行っているところ。区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農産振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	許認可を行う都道府県においても、当然、部局相互で調整を行う上で、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できるとする。	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県都市計画審議会の縦覧及び議を経ることに関する市町の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期化していることが市町の円滑かつ迅速な土地利用施策の妨げとなっていること。	都市計画法第19条第3項、第21条第2項	国土交通省	磐田市	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当事者として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画について、都道府県知事は広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、協議を行う必要があり、地方分権委員会第3次勧告においても併置すべきとする結論が得られているものである。	—

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止すべきである。			C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都道府県の都市部局と農政担当部局との間で区域区分の設定に係る調整を前提とし、国の農業施策との調整を図る観点から農林水産大臣への協議は必要。
966	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とすべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街地の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の専権事業その他の公共政策の集中的実施の必要は、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等国の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行い同意をすることとされており、同意にあたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管理、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施策に支障を生じないよう適切に定められていること等を協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市的土地利用と農地保全との連携を確保する一体的な枠組みが確保されてきたところ。農地法を改正することなく、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多様な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できるとする。	地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
434	一の市域内で都市計画区域が完了している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完了している指定都市が、当該都市計画区域における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。	【提案概要】 都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議することが必要とされている。このたびの第4次一括法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかるとを踏まえて、都市計画区域マスタープラン決定権限が指定都市に移譲されることとなる。このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域マスタープランを定めることができる指定都市が、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。 なお、県知事への協議の廃止により、広域調整機能が失われるとの懸念がある。本市においては都市計画道路等の計画期間において、関係市と直接協議を行っており、関係市間で調整が図られていることから、協議の廃止による広域調整面の支障は生じない。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに協議1か月＋本協議3週間＝合計約2か月の期間を要している。 年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その半分の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、案の縦覧、都市計画審査会を実施しなければならない。また、県市の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行っており、概要資料・法定図書に加えて参考資料(都市施設などの変更を行う場合は数十種類)の提出が求められる。さらに、協議であっても同意と同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。	都市計画法第19条3項	国土交通省	神戸市	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」について)(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 指定都市を含む市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うとされてきたところ。 この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、暫料と比較しても市は都市計画に関する執行体制・経験等が充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第2次分権一括法。)において、同意は廃止し、同意を要しない協議としたところであり、指定都市を含む市においては同意を要しない協議を引き続き存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする結論が得られている)ものである。) 回答に示されたとおり、これまでの地方分権の議論のなかで、市が決める都市計画について、県の同意を廃止し同意不要の協議となったことは、市として一定の事務の簡素化にはなっているが、この度さらなる地方分権として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した計画とするものであり、その方向性を逸脱することはないと考える。 また、広域調整についても、これまで事前(計画案策定の段階)に関係市協議を行うことにより調整を図っており、問題ないものとする。 そこで、今後より一層の都市計画手続の迅速化、事務の効率化を図るため、一の指定都市の区域内の都市計画区域に係る都市計画決定について県協議の廃止を提案するものである。
253	開発審査会設置の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)	【制度改正の必要性】 現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の定めにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について高山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されていること。 市街地調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものであるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号により、都道府県知事が開発審査会(同法第78条)の議を経て、同条に掲げる要件に該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県及び指定都市等(中核市、特別市)とされており、いずれも該当しない高岡市は開発審査会を設け市町村(以下事務処理市町村)に開発審査会の権限を有するが、現時点で一定の場合には県の機関へ審査を委ねなければならない状況となっている。 【制度改正の内容】 開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(事務処理特例条例)により、事務処理市町村に権限が移譲されていることから、開発許可の審査機能としての性質を有する開発審査会についても、同様に取り扱うことができることとする。この旨を明記する。 現行の定めは前提としながらも、国、県との協議を経るなどして、適当と認められた希望する事務処理市町村は、定型的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自らの責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。	【都市計画法】第78条第1項 【開発許可制度運用方針】-II-3	国土交通省	高岡市	D	現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」)(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないそれ以外の市に、開発審査会の設置権限を移譲することは困難である。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法」の一部を改正する法律(平成26年5月21日公布、同年8月1日施行)において立地適正化計画制度を創設し、市町村が「地適正化計画を作成し都市計画に居住調整区域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することができる」となっており、当該制度の活用を検討された。 -現行制度の開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実際の当事者である市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会の手続き等に時間を要し、工場立地等に係る事業の場合、市の総合的なまちづくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。 -また、ご指摘のとおり、今般の都市再生特別措置法の改正により、市町村が立地適正化計画を作成し、都市計画に居住調整区域を定めた場合において、当該市町村に開発許可関係事務権限及び開発審査会の設置権限を移譲することが可能とされたところである。今回の本市の提案は市街地調整区域の開発を速やかで迅速に行いたいという趣旨のものであり、本制度を活用することには直結しないものとする。 -市内に立地する企業に事業拡張等のニーズがある場合に、立地の見直しを検討する必要があっても想定されるが、本提案の主たる目的は、今後の人口減少社会に対応したコンパクトなまちづくりの方向性や先進のような企業のニーズを踏まえ、市街地調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可をかけた土地・建築物を工場として用途転用し、企業立地の受け皿として活用することにより、市内企業の市外流出を防いだり、新たな企業誘致につなげていくことにある。 -したがって、そのような開発許可事務の柔軟な運用の必要性を踏まえ、当該権限に関連する事項を審査する開発審査機能も、条例により都市計画に係る許可事務の権限を受けている市町村に権限移譲することが適当である。
395	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	【制度改正の必要性】 平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては引き続き、東京都に残されたままとなっている。 用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市の骨格に即して定める地域に密着した制度である。しかし、現行では、東京都が用途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主体的に地域に関することができない状況にある。特別区に決定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応ができる等、より積極に円滑な指定が可能となる。 【懸念に対する方策】 東京大都市圏の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や、関係自治体との協議により確保されるべきである。このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特許の問題が生じる恐れはないものと考えられる。また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。 ※その他(特記事項)欄のとおり、「より具体的な支障事例」「過去の議論に係る意見」については、別紙に記載。 ※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所):大手町・丸の内・有楽町地区 ※東京都における「高層住居誘導地区」(2か所):港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区	都市計画法第87条の3第1項	国土交通省	特別区長会	C	対応不可	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された地方分権方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 「地域主権戦略大綱」では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革として基礎自治体へ権限委譲を進めるものとし、用途地域権限について基礎自治体への移譲が行われたものと認識している。 このような考えの基で、特別区のみ権限が存置された理由として、「相互に市街地が連担している」としているが、市街地が市町村を越えて相互に連担する地域は、他の都市圏等にも言えることである。また、「広域調整の確保」が必要については、基本的な現在の都市計画法において十分確保されていると考えるが、2以上の区にまたがる変更は都決定とするなどの措置で対応できるのではないかと。 実際の支障としては、随時適切に行うべきとされる用途地域変更について、基礎自治体である区が地域の実情に合わせて行うべきところ、都の基準や方針などにより土地利用の変化に対応して機動的に行っていない。特にこれまで市街地変化に対応して都と区で行ってきた用途地域の一斉見直しについて、都で行う予定がないとしており、地形地物の変化や土地利用の変化に対し区として適切な対応ができない状態である。 現状は、実務上の支障があること併せて、地方分権の原則や都市計画法の趣旨を踏みて整合性のあるものではない、あくまでも都の特例を残すのであれば、国として用途地域、地方分権の制度趣旨に基づき、その理由と見解を明確にすべきである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
434	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不賛分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。	地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものの、一の市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。
253	開発審査会設置の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようにすべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から、 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特設の支障(開催経費、都道府県又は地市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけでなく事務処理市町村が主体的に作成することができること等明らかにする技術的助言を发出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。
395	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するために、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	反対である。 市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心臓部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。 地域に身近なまちづくりの権限は、既に相当、区市町村に委譲されている。その上で、広域の見地から都府県が決定すべき都市計画権限までも委譲するとなれば、歴史的にも連担する市街地において、都府県が今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積している東京はもとより、首都圏全体の活力が低下し、ひいては日本全体の国際競争力の失墜を招くことになりかねない。 以上より、首都圏の都市機能等を維持・向上し、住民生活の利便性の向上等を図るため、東京における用途地域等の決定権限は委譲すべきではない。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
406	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	<p>現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体が定める市町村の特例において、都道府県との協議に縛れず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。</p> <p>※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり</p>	<p>【制度改正の必要性】 『景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律』が平成16年12月に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等と一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村とが協議の上、屋外広告物に関する条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都においては実績がない。 特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせて各区が景観行政団体としての屋外広告物の規制に取り組み、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。</p> <p>【現行制度で対応困難な理由】 条例制定に向けた正式な協議は行っていないものの、事前に東京都の考えを確認したところ、「首都圏は一体的に統制されるべきと考えている。また、地方都市と異なる街並みの連続性があるため、区域をこえた端に屋外広告物の扱いが異なる景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えている。過去に相談があった区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。</p>	屋外広告物法26条	国土交通省	特別区長会	C	対応不可	<p>特別区においては、現在、「東京都屋外広告物条例」等に基づき、東京都と特別区で役割分担し、屋外広告物行政を行っている。その結果、様々な問題点や支障が生じている。 「1次回答」の中で懸念されている「二重行政の弊害」を回避し、かつ、現行制度で生じている様々な問題点や支障を解決するためには、現行の都と区の役割分担制を改め、屋外広告物行政について、中核市と同様の権限の委譲を要し、地域に密着した区が一元的に屋外広告物行政を担う必要がある。大型液晶ビジョンや広告宣伝車等様々な支障を解消し、地域にあった屋外広告物行政を行うためには、区が、屋外広告物行政と景観計画に基づく規制を一元的に行うこと、景観行政と屋外広告物行政の統一の運用を図ることが、必要である。また、より実効性のある屋外広告物行政を行うためには、屋外広告物の直接規制や違反広告物対策に加え、屋外広告物業者に対する施策を講ずること(営業停止命令等)が是非とも必要であると考えられるため、中核市と同様の権限の委譲を求める。</p>
50	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	<p>都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。このため、都市施設の種類、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要がある」と認めるときに実施する旨の規程に改めるべき。</p>	<p>【現状】 おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。</p> <p>【支障事例】 例えば、本県では、5年をかけた全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。</p> <p>【求める措置内容】 しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街地調整区域内の都市施設や土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じた調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。</p>	都市計画法第6条第1項	国土交通省	愛知県	C	対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・特付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行うことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現状および将来の見通しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされてもいること。このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。 なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。</p> <p>回答の主旨は理解できるが、調査項目の削減のみならず、調査対象とする地域や期間についても地域の実情に応じて選択が可能となるよう対応をお願いしたい。</p>
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	<p>都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。</p>	<p>【制度改正の必要性】 都市計画運用指針において『都市計画の決定に当たっては、市町村が中心となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしている。』と、並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へも移譲が進んでいることを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。</p> <p>【支障事例】 新潟県の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査ボリュームが大きい調査項目は、関係市町が実施しているが実態である。 人口調査など調査区分の設定は関係市町の業をもとに行われているが、調査途中における修正や変更に対応できないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、調査区分による人口データをGIS対応の成果データとしたかったが、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかった事例がある。</p> <p>【制度改正の効果】 指定都市が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査結果データをGIS対応の仕様とするなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に実施することができる。 【懸念に対する対策】 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談し、調査項目やその仕様を決めておくことで、調査の統一性を確保し、権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置で支援していただきたい。</p>	都市計画法第6条、都市計画運用指針	国土交通省	新潟市	C	対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要があるため、都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の状況及び将来の見通しを、的確かつ統一的に把握する必要がある。</p> <p>都市計画基礎調査は都道府県による都市計画区域指定の前提のみならず、都市計画区域マスタープラン、区域区分、地域地区、都市施設など、あらゆる都市計画の決定・変更の基となる調査である。 また、都市計画の決定・変更は、都市計画基準に従って行われなければならないが、基準の適用に当たっては、基礎調査の結果に基づいて行われなければならないとされている。(都市計画法第13条第1項19号) 都市計画区域マスタープランや区域区分の決定など都市計画決定にかかわる権限移譲が指定都市へ進んでおり、指定都市の役割は増している。それにも関わらず、基礎調査においては従来通り都道府県が行うこととされており、指定都市が都市計画決定するに当たり必要と考える項目を盛り込んだ基礎調査を行うとしても実施できず、支障をきたしている。したがって、指定都市の主体的な都市計画決定を実現させるために、当該都市計画立案の基となる基礎調査についても指定都市に移譲すべきである。 都市計画区域の指定・変更に必要な調査項目は、あらかじめ都道府県と指定都市が協議して決めておけばよく、都市計画によるまちづくりを主体的に行う指定都市に権限移譲した上で、都道府県のために指定都市が調査結果を提供することで支障にはならないと考えられる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
406	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	<p>現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の特例において、都道府県との協議に帰られず市町村において屋外広告物条例を定め規制を行うことができるよう求める。</p> <p>※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり</p>	<p>東京都は、複数の区市町村が一体となって都市圏域を形成しているため、街並みに連続性がある。区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考える。当該提案により、協議なく景観行政団体の条例制定が可能となることは、こうした首都東京の一体的な景観形成を妨げることとなるため、東京都としては当該提案については支障があると考えます。</p> <p>また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、慎重に対応されたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。その上で、屋外広告物法第29条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と効果のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可能な制度としている。(屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部)</p>
50	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	<p>都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。そのため、都市施設的位置、利用状況及び整備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目については「必要がある」と認めるとともに実施する旨の規程に改めるべき。</p>	<p>都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。なお、地方分権改革推進委員会第2次勧告ではメルクマール非該当とされている。</p>			C 対応不可	<p>前回回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。</p>
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	<p>都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。</p>	<p>第4次一括法によって一の指定都市の区域内の都市計画に係る都市計画区域マスタープランの決定が指定都市に移譲されたことを踏まえ、一の指定都市の区域内の都市決定に係る都市計画基礎調査の権限は指定都市に移譲するべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		C 対応不可	<p>都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定をはじめとする都市計画区域全体における都市計画の基礎となる調査であり、都道府県が広域の見地から区域内の都市の現況及び将来見通しを的確に把握するため、第一義的な責任をもって調査を行うとしつつ、関係市町村に対し必要な協力を求めることで適切に役割分担、情報共有をすることが適切である。市町村が実施する調査結果を活用するなど、調査がより効果的・効率的なものとなるよう、都道府県と市町村間で十分に協議・調整を図られたい。</p> <p>なお、市町村が主体的な都市計画決定を進めていく上で、市町村が独自に調査して得られた結果を基に都市計画を見直すことも可能であることから、市の主体的な都市計画決定を実現することができないとの指摘には当たらない。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
598	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	【制度改正の内容】 都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査であり、実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じた実施されるべきである。 【具体的な支障事例】 事業が展開されていない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけた全都市計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、「都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。	都市計画法第6条第1項	国土交通省	京都府・徳島県	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘査する必要があり、都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現状および将来の見直しを、的確かつ統一に把握する必要がある。 また、人口減少・少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地・空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現状および将来の見直しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算権限とされているところ。このため、引き継ぎ、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行うことが必要。 なお、地域の実情に沿った効率的な調査が実施できるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによって調査項目の削減等が行われているところ。	都市計画基礎調査は、都市計画区域ごとに実施することとされているが、都市計画区域によっては1市町村でひとつの都市計画区域を指定しているケースもあり、また、複数市町村による広域都市計画区域においても、実際の調査実施の過程において、必要な人口規模、市街地の面積や土地利用の状況について、国勢調査等、既存調査の結果を活用する際、各データは市町村単位で収集することとなる。 貴省の御意見では、都市計画基礎調査は都道府県が市町村を超えた広域的な見地から行う必要とすることであるが、実際は、必要に応じて市町村別のデータを統合し、広域的な調査結果を得ているものである。 都市的課題の解決に向け、都市計画基礎調査により区域の客観的なデータを得ることが必須であることには本府も異議はないが、社会情勢の変化が及ぼす都市的課題については、地域によってはその変化のスピードや状況が異なることから、一律に同一の間隔で調査を実施することが適切でない場合もあり、実施主体及び実施する間隔は地域の実情に応じた柔軟な取扱いを求める。
670	一の指定都市の区域を一つの都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一つの都市計画区域とする旨の規定の設置	【支障事例】 区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)に即して行わなければならない。 広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定める「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものをベースに調整する必要がある。 制度上、法第15条の2の申出、法第18条の意見聴取、法第87条の協議により、指定都市の考えを大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。 【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域である指定都市は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考えで区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。 同じ指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。 【制度改正の内容】 一の指定都市の区域を一つの都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が発揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。	都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第87条の2	国土交通省	堺市	C	対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する状況及び推移を勘査して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を必要とする区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でと考えるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮しつつ指定されるものである。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されること、周辺市町村への影響等を総合的に勘査して定める能力が必要となることから、都道府県が定めることとされている。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。	都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、指定都市の間で権限の格差が生じている。 権限の格差を解消し、全ての指定都市で地方分権改革の目的を完遂するためには、当該措置を講じることが必要と考える。
713	地方公共団体が行う市街地調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを許可制度対象外とする。	【法改正による規制強化】 都市計画法第29条(43条)においては、線引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。 【趣意】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあたっては、市町村が設置する施設(建築物)の用途が多様化するにとともに、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務局:県)を経る必要が生じるものとなるが、開催は3ヶ月毎を予定しており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を費やしている一方で、付議は、開発権者が許可妥当と判断するもののみ上程していることから、実質的に形骸化していかとも考えられる。 【制度改正の必要性】 市町村が強い意志をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めている土地利用計画上の整合等を踏まえ位置を選定し、他法令との調整を経て行うものでもあり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事務量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限移譲市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。	都市計画法第29条及び43条	国土交通省	聖籠町	C	対応不可	市町村が行う開発等行為について、民間等による開発等行為であれば許可を要することの均衡を図る観点から、「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律」(平成18年5月31日公布)において、開発許可を要することとした。 但し、市町村については都市計画法第44条の2第1項及び第43条第3項の協議が成立することを要し、許可があったものとみなされることとしているところ。	都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議においても、案件によっては開発審査会の議を要することとなり、相当な事務量が必要となることは、なら変わらないものである。地方分権改革に関する提案募集の趣旨を勘案し、仮に「協議の成立」を必要とするにしても、市町村が行うことができる開発等の範囲を拡大する等、望むものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府県からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
598	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。			C 対応不可	前回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求めるなどとして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。
670	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	都市計画区域は一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定されるべきものである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえで指定されるものであり、大阪府との間でよく協議・調整されたい。
713	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」という。)については、行為目的により必要な開発審査会の議を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、国土交通省から現行規定による対応が可能である旨の回答があることから、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		C 対応不可	前回答のとおり。 なお、平成18年改正においては、生活圏の広域化が進むとともに、大規模な病院や市役所等の公共公益施設が市街化調整区域等の郊外部へ移転する事例が多数出現し、一部で無秩序な開発を誘引したことから、市町村が行う開発等行為について新たに開発許可の対象としたものである。